

し か こうくう ほ けん
浜松市歯科口腔保健推進計画

(平成26年度～平成34年度)

健康は食から 歯から 元気から



平成26年3月



●本計画のキャッチフレーズ「健康は 食から 歯から 元気から」

浜松市立伊佐見小学校（西区） 6年（平成24年度当時） 団 ^{だん} 亜^あ佑^ゆ美^みさん 作

平成25年度「歯と口の健康週間」の標語

平成24年度「歯・口の健康啓発標語コンクール」全国最優秀賞作品

●表紙の絵

浜松市東区 あそびこども園浜松 ^{ないとうこうき} 内藤孔稀さん 作

平成25年度「歯と口の健康週間」歯科保健図画コンクール「市特選」作品

平成25年度「歯と口の健康に関する図画・ポスターコンクール」全国最優秀賞作品

ごあいさつ



超高齢社会を迎えた今日、生涯にわたって健康で豊かな生活を送ることは、誰にとっても大変喜ばしいことであり、その営みとして、おいしく食事ができることや家族や友人と楽しく語らいができることは大切なことでもあります。このことが生涯にわたる心身の健康づくりに繋がるものと考えております。

このようなことから、この度、浜松市では平成26年2月に「浜松市歯科口腔保健推進条例」を制定し、その条例に基づき「浜松市歯科口腔保健推進計画」を策定しました。

本計画では、「健康は 食から 歯から 元気から」をキャッチフレーズに、市民の生涯にわたる歯と口の健康の保持増進を目指し、市民一人ひとりが自分の歯を大切にし、歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科医師をはじめとする保健や医療等に関わる関係者が連携し、社会全体で歯と口の健康づくりを推進していくこととしています。

今後は、本市が目指す市民の健康の保持増進、健康寿命の延伸、生活の質の向上の実現に向けて、乳幼児から高齢者までの生涯にわたる歯科口腔保健施策や、災害時などの特殊な状況に応じた歯科口腔保健医療施策を進めてまいります。

結びにこの計画の策定にあたり、ご尽力いただきました「浜松市歯科保健推進会議」の皆さまをはじめ、貴重なご意見をいただきました浜松市歯科医師会員並びに市民の皆さまに心から感謝を申し上げますとともに、今後もなお一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成26年3月

浜松市長 鈴木 康友

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景	1
2 計画の期間	1
3 計画の基本方針	2
4 歯科口腔保健の推進のための基本戦略	3
5 キャッチフレーズ	3
6 計画の位置づけ	4
7 歯科保健推進会議	4
第2章 市民の歯科口腔保健の現状	6
1 年代別にみた歯科口腔保健の現状	6
(1) 妊娠期・乳幼児期	6
(2) 学齢期	8
(3) 成人期	9
(4) 高齢期	13
(5) 障がい者の歯科	16
2 歯科保健行動の現状	18
3 歯科医療の現状	21
第3章 歯科口腔保健施策の課題と方向性	24
1 生涯にわたる歯科口腔保健対策	24
(1) 妊娠期・乳幼児期	24
(2) 学齢期	26
(3) 成人期	27
(4) 高齢期	29
(5) 障がい者の歯科	31
2 状況に応じた歯科口腔保健医療対策	32
(1) 休日救急歯科医療	32
(2) 災害時の歯科口腔保健医療	32

第4章	歯科口腔保健の向上のための市民と 歯科口腔保健推進協力団体の取組	33
1	市民の取組	33
2	歯科口腔保健推進協力団体の取組	35
	（1）一般社団法人浜松市歯科医師会	35
	（2）NPO法人静岡県歯科衛生士会西部支部	37
	（3）公益社団法人静岡県歯科技工士会浜松支部	38
第5章	歯科口腔保健の目標（再掲）	39
資料編	41
	浜松市歯科保健推進会議	41
	浜松市歯科保健推進会議委員名簿	41
	歯科口腔保健推進計画庁内策定作業部会 担当課一覧	41
	浜松市歯科口腔保健推進条例	42



第1章

計画策定にあたって



1 計画策定の背景

生涯にわたる歯と口の健康づくりは、心身の健康を支えていくためにとても大切なことであり、生活の質の向上を高める重要な意味を持っています。

浜松市では、平成15年度に策定した浜松市の健康増進計画である「健康はままつ21」の中で「歯の健康」の分野を設け、市民の歯と口の健康づくりに取り組んできました。平成23年度に実施した「健康はままつ21」の最終評価では、「歯の健康」は、ほとんどの目標において目標値の改善又は達成がみられ、市民の歯と口の健康状態については全般的に改善傾向にあることが認められました。

「健康はままつ21」は、平成25年3月に前計画を継承し、市民一人ひとりが生きがいを持ち、いきいきと生活できる健康都市の実現を目指し、新たに策定されました。この中でも「歯の健康」は健康づくりの取組の一分野として目標を掲げ、その施策を実施することで、「健康はままつ21」の目標である「健康寿命の延伸」、「生活の質の向上」及び「子どもの健やかな成長」につなげていくこととしています。

一方、超高齢社会を迎えた中で、**歯と口の働き（口腔機能）**の大切さが改めて見直されてきています。最近の研究では、歯と口の健康が心身の健康に関わっていることが明らかになってきています（5ページ「知っておこう」参照）。

このような中、静岡県では「静岡県民の歯や口の健康づくり条例」に基づく「静岡県歯科保健計画」が、国では「歯科口腔保健の推進に関する法律」に基づく「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」が策定されています。

浜松市においても、市民の生涯にわたる**歯と口の健康づくり（歯科口腔保健）**に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、市民の健康づくりのために、「浜松市歯科口腔保健推進条例」が平成26年2月に公布されました。この条例に基づいて、「浜松市歯科口腔保健推進計画」を策定します。



2 計画の期間

本計画の期間は、平成26年度を初年度とし、目標年度は「健康はままつ21」の計画期間と合わせ、平成34年度とします。なお、今後の社会情勢の変化等に対応するため、平成29年度に計画の中間評価を行い、内容の見直しを実施します。

歯と口の働き（口腔機能）

かむこと、食べること、飲み込むこと、話すことなどをいい、これらを維持向上することによって、健康で質の高い生活を目指すことができます。

歯と口の健康づくり（歯科口腔保健）

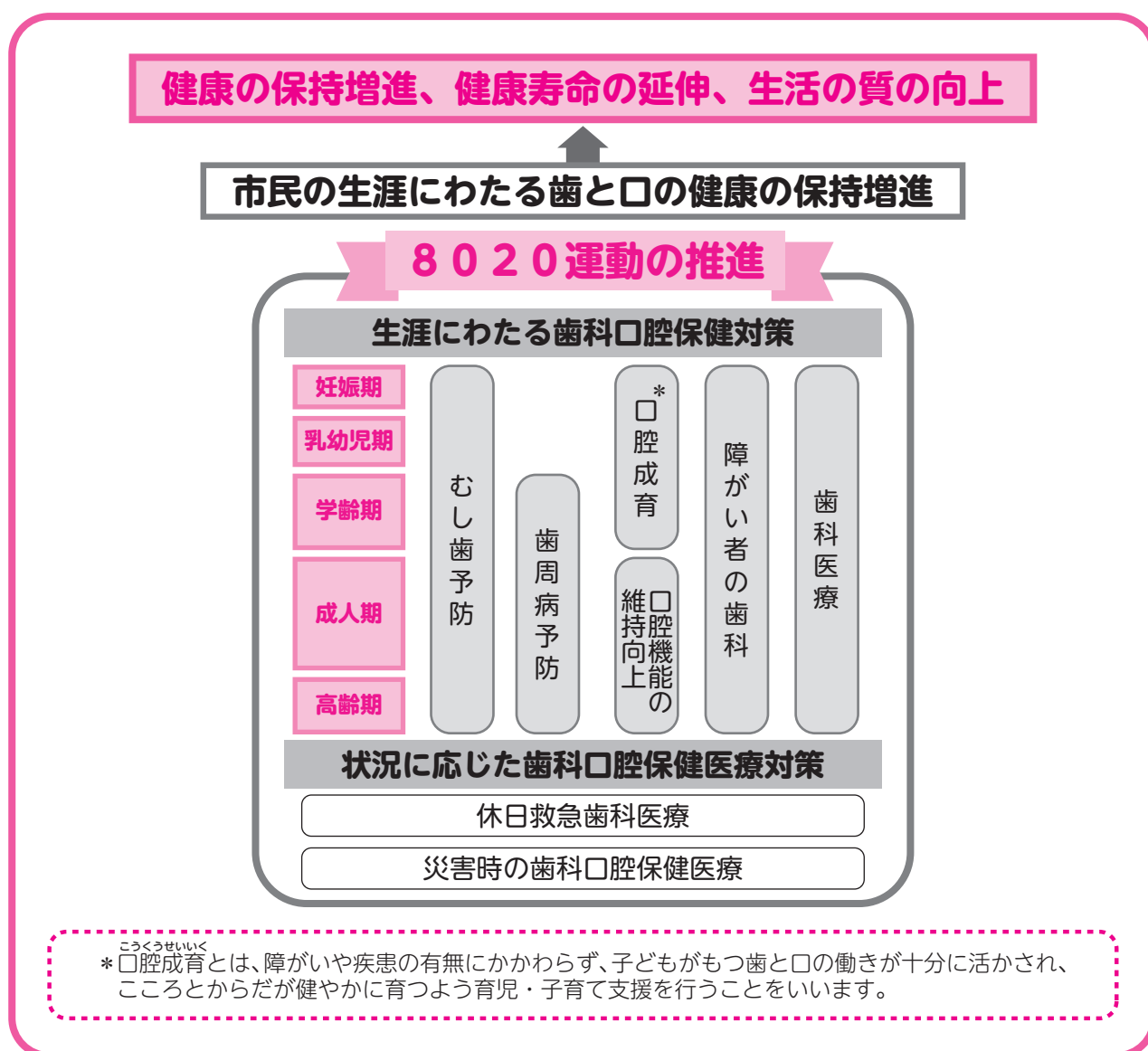
歯科疾患の予防等による歯と口の健康の保持増進又はその機能の維持向上を図ることをいいます。

3 計画の基本方針

おいしく食事を味わい、会話を楽しむといった歯と口の働きをいつまでも保つことは、健康で質の高い生活を送るためにとても大切です。本計画においては、すべての市民の生涯にわたる歯と口の健康を保持増進すること、すなわち「8020運動（ハチマルニイマル運動）」を推進することによって、市民の「健康の保持増進」、「健康寿命の延伸」及び「生活の質の向上」を目指します。

そのために、市民の誰もが、どこに住んでいても、またどんな状態であっても、歯と口の健康を保持増進することができるように、「生涯にわたる歯科口腔保健対策」と「状況に応じた歯科口腔保健医療対策」を実施することで本計画を推進していきます。

基本方針のイメージ



8020運動（ハチマルニイマル運動）

80歳になっても自分の歯を20本以上保つことにより健全な咀嚼（そしゃく）機能を維持し、健康で質の高い生活を送ることを目的とした歯と口の健康づくりを進める運動をいいます。

4 歯科口腔保健の推進のための基本戦略

歯と口の健康づくりを進める上での基本戦略を、下記の3点とし、本計画を推進します。

- ①市民一人ひとりが生涯にわたり、歯と口の健康の保持増進を図る。
(自分で行う健康管理：健康的な食習慣の習得、フッ化物の利用、歯と口の清掃等)
- ②定期的に歯科検診を受けることにより、歯と口の健康の保持増進を図る。
(専門家による歯科疾患の予防、早期発見・早期治療、口腔機能の維持向上
：かかりつけ歯科医院における定期的な歯科検診等)
- ③保健、医療、社会福祉、介護、教育、労働衛生関係者等が連携することにより、総合的に歯と口の健康の保持増進を図る。
(社会の環境整備：歯と口の健康づくりに取り組みやすい体制づくり等)

基本戦略のイメージ



歯と口の健康づくりに対する個人の取組を、専門家や社会が支えることにより、歯と口の健康づくりの上り坂がゆるくなるようにします。

市民、専門家、関係団体などが協力していく取組すべてが、8020運動です。

5 キャッチフレーズ

歯と口の健康を通じて、健康で質の高い生活を目指すという本計画の目的に合致した平成25年度の「歯と口の健康週間」の標語「健康は食から 歯から 元気から」を、本計画のキャッチフレーズとして使用します。

健康は 食から 歯から 元気から



6 計画の位置づけ

本計画は、「浜松市歯科口腔保健推進条例」に基づいて策定され、「歯科口腔保健の推進に関する法律」による「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」と「静岡県民の歯や口の健康づくり条例」による「静岡県歯科保健計画」とも整合性をもたせて策定します。

また、「第2次浜松市総合計画」を上位計画として、「健康はままつ21」、「浜松市食育推進計画」をはじめ、その他関連計画との整合性を図りながら策定しています。



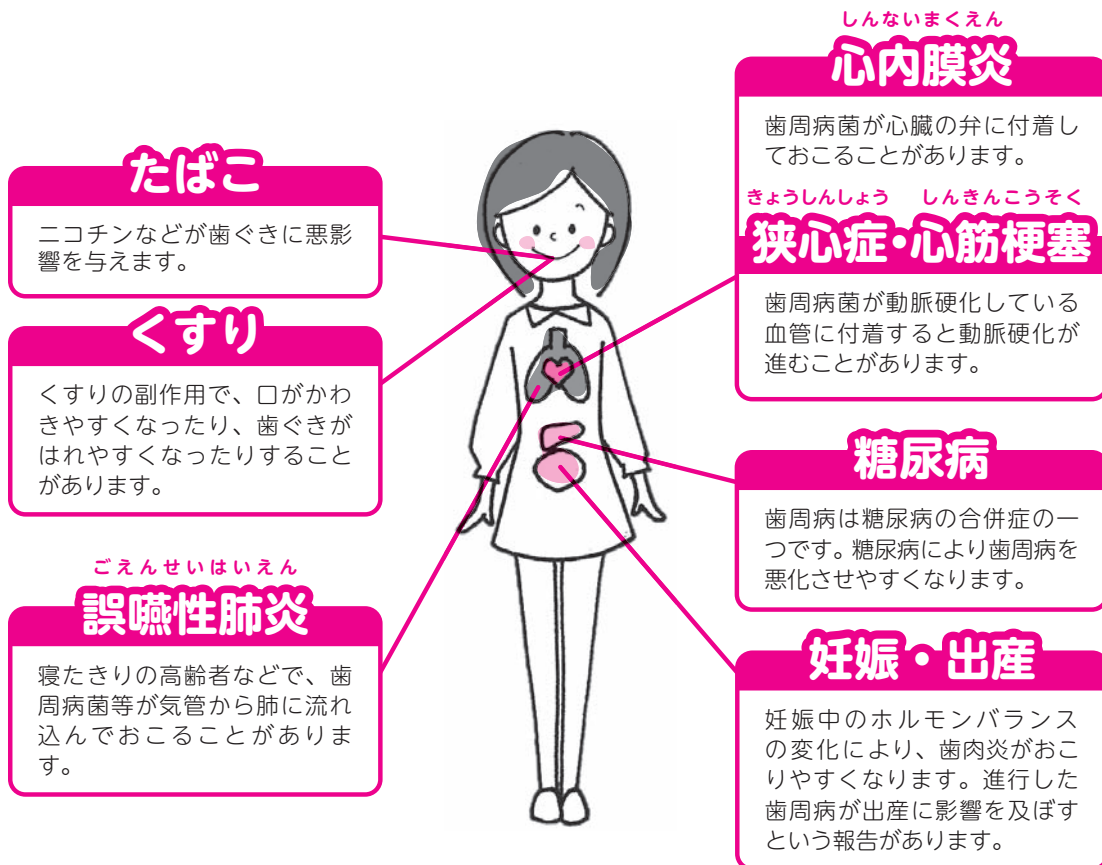
7 歯科保健推進会議

「浜松市歯科口腔保健推進条例」に基づき、「浜松市歯科保健推進会議」を設置します。この会議では、歯科医療に関わる専門家や保健医療福祉の関係者などが、歯と口の健康づくりの推進を図るための意見を出し合い、本計画の進捗管理をしていきます。

知っておこう

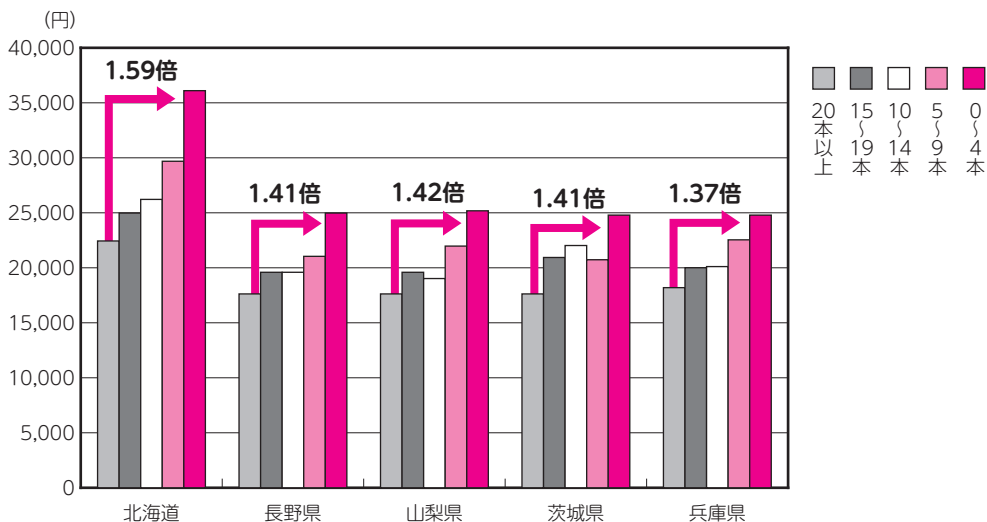
●からだの病気・状態や生活習慣は歯周病と関連があります！

歯周病は、他のからだの病気や生活習慣等と関連のあることが報告されています。その中でも、糖尿病と歯周病との関連は多くの報告がなされています。



●歯の本数が少ない人ほど医療費がかかっています！

歯を保持している本数と医科でかかった医療費との関係を5つの県で調査したところ、歯の本数が少ない人は医科の医療費が多くかかり、歯の本数が多い人ほど医科の医療費が少ない傾向を示すという結果が報告されています。このことから、歯の保持が健康に寄与、貢献していることがわかります。



歯の本数と医療費との関係 (日本歯科医学会誌31, 11, 2012)



第2章

市民の歯科口腔保健の現状

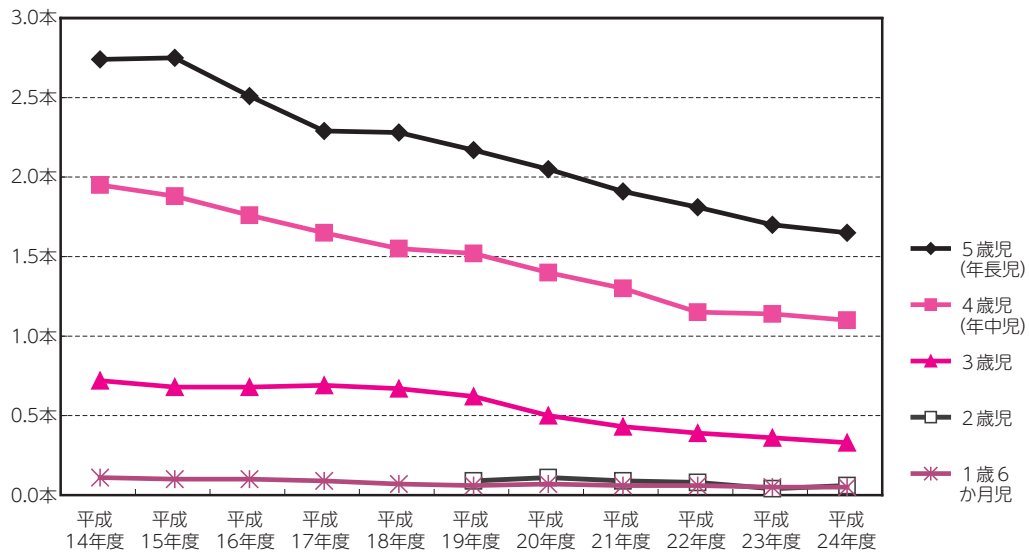


1 年代別にみた歯科口腔保健の現状

(1) 妊娠期・乳幼児期

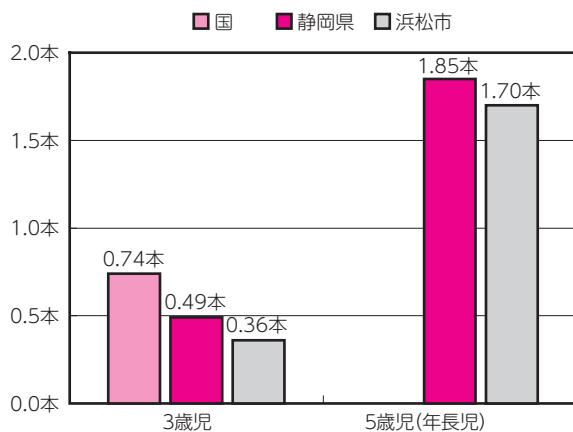
むし歯

幼児期の乳歯のむし歯本数は、どの年齢においても年々減少してきています。平成23年度において、5歳児（年長児）の**一人平均乳歯むし歯本数**は1.70本で、むし歯有病者率は40.6%です。

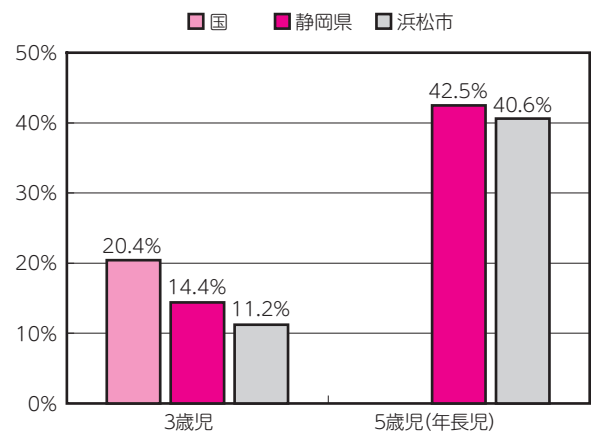


幼児の一人平均乳歯むし歯本数の推移 (各種歯科健診の結果)

全国や静岡県全体と比較してみると、浜松市の幼児のむし歯は少ない状況です。



国、静岡県、浜松市の一人平均乳歯むし歯本数の比較 (平成23年度の結果)



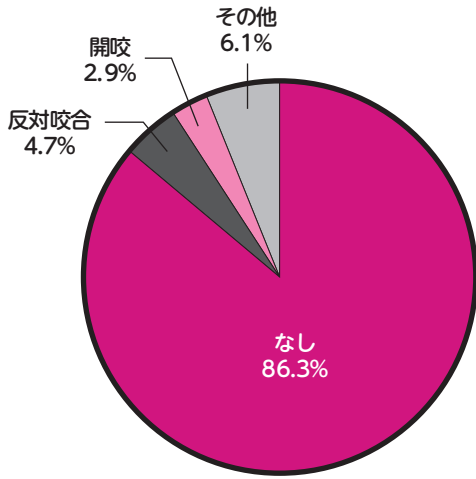
国、静岡県、浜松市の乳歯むし歯有病者率の比較 (平成23年度の結果)

一人平均乳歯むし歯本数

(治療が必要なむし歯数+処置完了歯数) / 健診者数
(過去にむし歯になった歯も含め、累積して今までに何本むし歯になったかを表しています。)

歯ならび・かみ合わせ

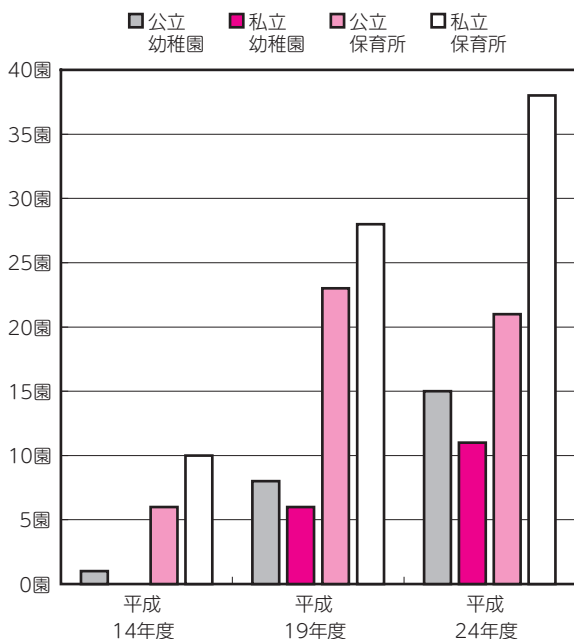
口の機能の発達に重要な歯ならび・かみ合わせについて、平成24年度の3歳児歯科健康診査の結果をみると、不正咬合がみられる子どもは13.7%でした。なお、3歳児における不正咬合の出現率は年度による大きな変化はありません。



3歳児における不正咬合の出現率
(平成24年度3歳児歯科健診の結果)

フッ化物洗口

フッ化物洗口（7ページコラム参照）を実施する施設数は、少しずつ増加しています。平成24年度において、幼稚園・保育所の総数に対する実施施設数の割合は、約4割です。



フッ化物洗口実施施設数の推移

不正咬合とは、歯ならびや上下のかみ合わせが明らかに正常でなくなった状態で、反対咬合、開咬などがあります。

反対咬合：上の前歯より下の前歯が外側に出ているかみ合わせをいいます（いわゆる受け口）。

開咬：奥歯はかみ合っているが、上下の前歯がかみ合わないかみ合わせをいいます。

知っておこう

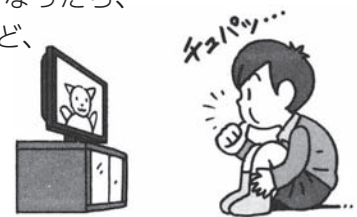
●歯ならび・かみ合わせ異常の要因

遺伝によって影響を受ける場合と、環境による要因（以下のような「口のくせ」等）があり、双方が関わりあっておこると考えられています。

口のくせ

- 指しゃぶり・つめかみ
- おしゃぶり・タオルかみ
- 唇を吸う・唇をかむ
- ほぼづえ

くせが気になったら、遊びに誘うなど、他に関心が移るように声かけをしましょう。



コラム

フッ化物洗口法（フッ素洗口）

フッ化物のうがい液を口に含み、約1分間ぶくぶくうがいをして、むし歯を予防する方法です。

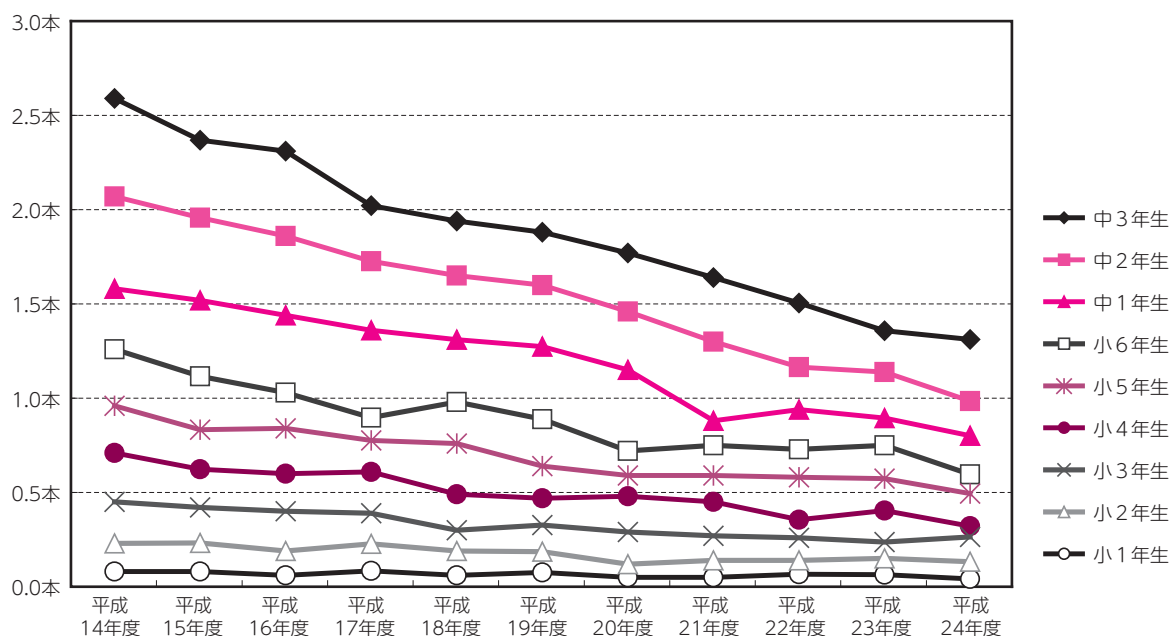


1回7~10ml

(2) 学齢期

むし歯

小学生・中学生の永久歯のむし歯本数は年々減少傾向にあります。平成24年度において、中学1年生の**一人平均むし歯本数**は、学校保健統計調査の報告による全国値は1.10本、浜松市は0.80本であり、浜松市は全国に比べて少ない状態です。



小学生・中学生の一人平均むし歯本数の推移 (学校歯科健康診断の結果)



フッ化物のむし歯予防効果

- 歯の質を強くする (歯の結晶を強くする)。
- 歯の修復を助ける (むし歯で溶かされた部分にミネラルが沈着し元に戻る: 再石灰化^{さいせいかい})。
- 歯を溶かす酸の産生を抑える (むし歯菌の働きを抑える)。

フッ化物を用いたむし歯予防法には、「フッ化物洗口法」(7ページコラム参照)、「フッ化物^{かぶつ}歯面塗布法」(19ページコラム参照)、「フッ素入り歯磨剤の使用」(20ページコラム参照)、「水道水フッ化物濃度調整法」などがあり、その効果は高く、これらを用いることが推奨されています。

水道水フッ化物濃度調整法

水道水にフッ化物を添加することでむし歯予防に適した濃度にフッ化物濃度を調整するむし歯予防法があります。水道水フッ化物濃度調整法はむし歯予防に最も効果が高い方法といわれていますが、現在日本では応用されていませんので、今後の課題です。



「歯の健康水」

一人平均むし歯本数

(治療が必要なむし歯数+処置完了歯数+抜いた歯) / 健診者数
(過去にむし歯になった歯も含め、累積して今までに何本むし歯になったかを表しています。)

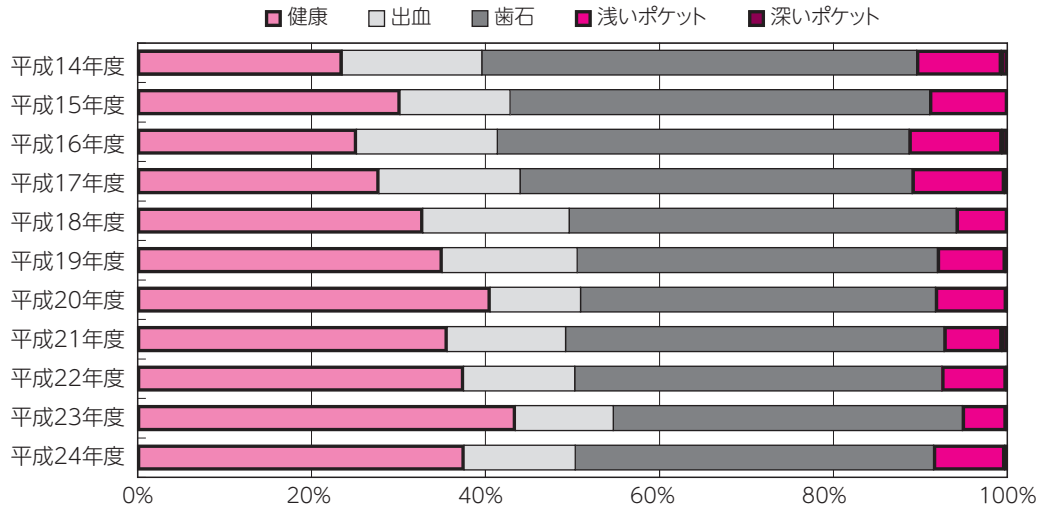
(3) 成人期

歯周病

年齢が上がるにつれて、歯周病が進行している人（浅いポケットと深いポケットが検出される人）（10ページコラム参照）が多くみられ、20歳代で約1割、40歳代で約4割、60歳代で約6割の人に歯周ポケットがみられます。

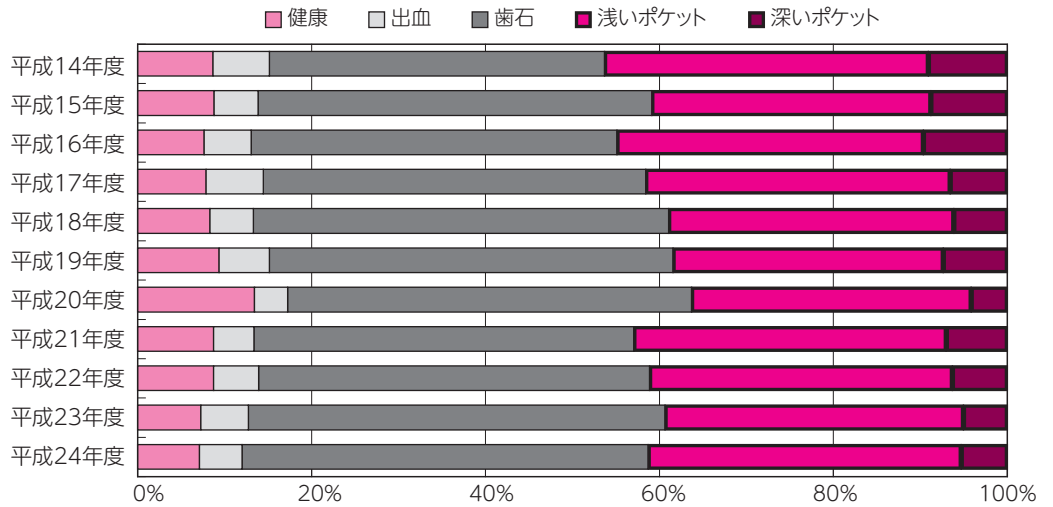
20歳代の歯周病の推移 (保護者歯科検診の結果)

歯ぐきの健康な人が年々増加する傾向にあります。



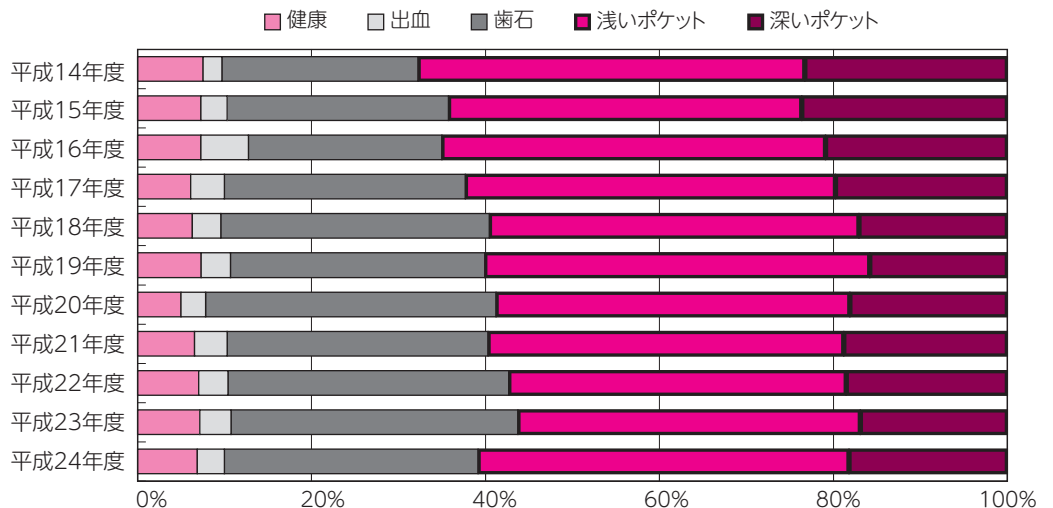
40歳代の歯周病の推移 (歯周病検診の結果)

歯周ポケットを有する歯周炎（10ページコラム参照）の人はやや減少傾向にあります。



60歳代*の歯周病の推移 (歯周病検診の結果)

歯周ポケットを有する歯周炎の人はやや減少傾向にあります。



*60歳代後半は高齢期ですが、比較しやすいようにこのグラフにまとめて掲載しています。

歯周病とは

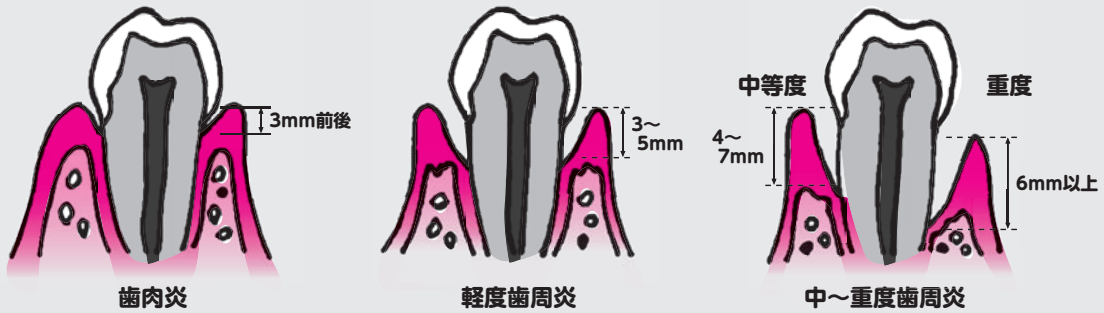
歯周病とは、歯に付着した歯垢（プラーク）の中の歯周病菌の感染による慢性的炎症性疾患で、歯周組織（歯ぐきと歯を支えるあごの骨）が徐々に破壊されていく病気です。

初期は、歯ぐきから血が出る程度ですが、進行すると歯が動き出したり、膿が出たりして、最後には歯が抜けてしまいます。



歯周病の分類

歯周病は、大きく「歯肉炎」と「歯周炎」に分類されます。歯肉炎は、歯ぐきだけに炎症（歯ぐきの赤み、はれ）がみられる場合をいいます。歯周炎は歯肉炎が進行し、歯を支えている顎の骨が溶かされてきて、**歯周ポケット***が深くなってきている場合をいいます。

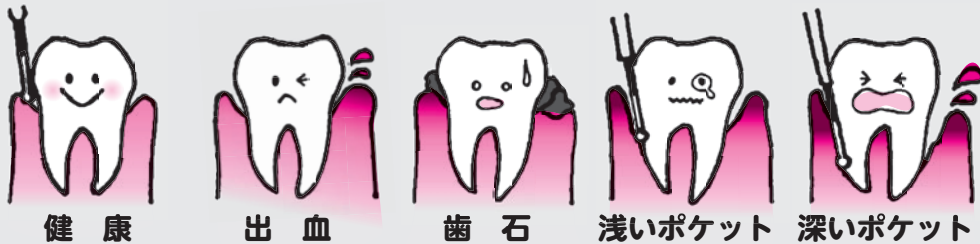
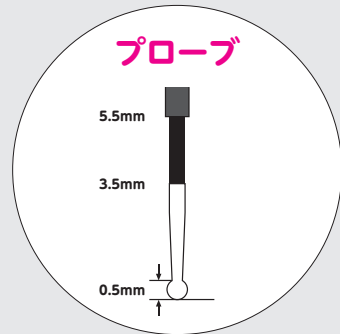


***歯周ポケット**：歯と歯ぐき 사이의溝のこと。これが深くなると歯周病が進行していることがわかります。正常値は2mm以下。

歯周病の進行度を評価する指標

口の中の代表する歯（上下左右の前歯、奥歯）の歯周ポケットを専用の器具（プローブ）を用いて診査し、歯ぐきからの出血、歯石の沈着、歯周ポケットの深さの3指標で歯周組織の健康状態をみます。以下の5段階で進行度を評価します。

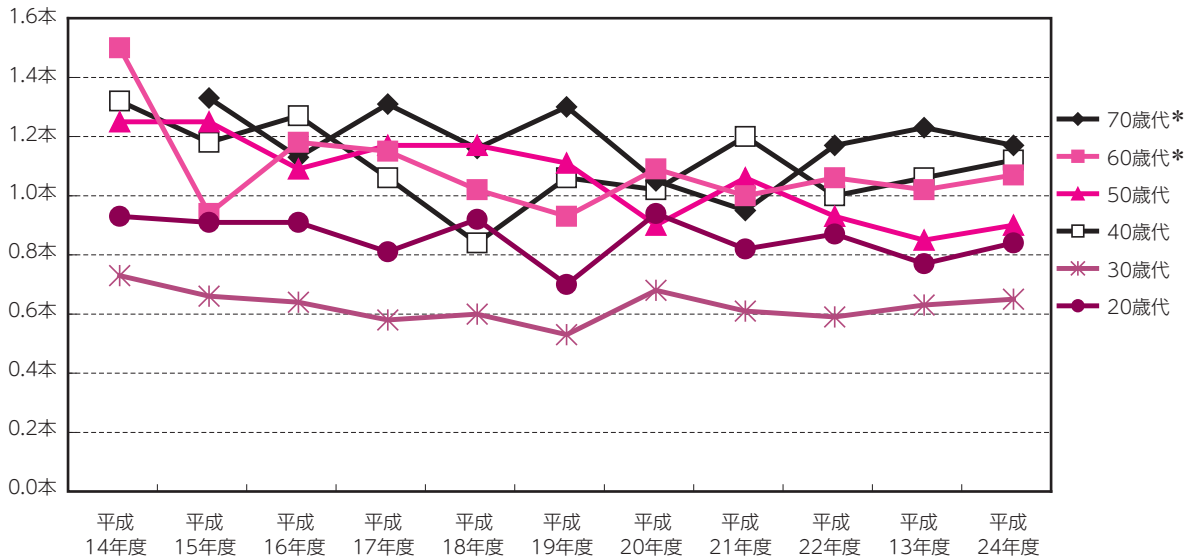
- 健康：健康な歯ぐき
- 出血：歯ぐきからの出血あり
- 歯石：歯石がついている
- 浅いポケット：歯周ポケット(4～5mm)あり
- 深いポケット：歯周ポケット(6mm以上)あり



歯周病の進行

むし歯

20歳代、30歳代の成人においては、治療しないで放置しているむし歯の本数（一人平均未処置むし歯本数）は少ない状況です。しかし、年齢が上がると、むし歯を放置している人が増加する傾向にあります。この傾向は、年度による変化はあまりありません。特に60歳代、70歳代になると、歯の本数が減ってくるので、保持できている歯の中でみると、むし歯になっている歯の割合は若い世代に比べ高くなっています。

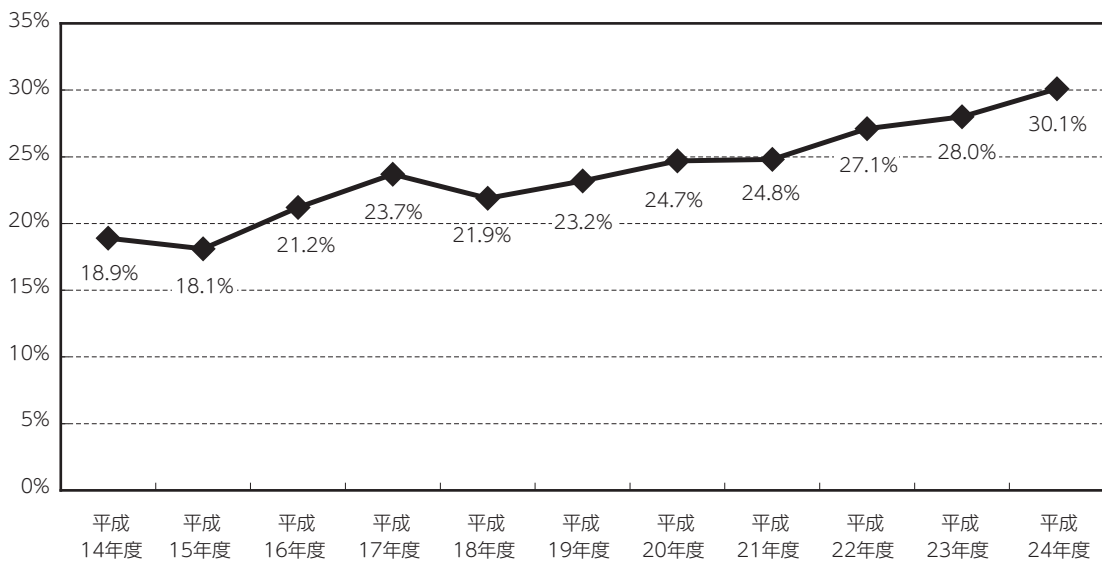


成人における一人平均未処置むし歯本数の推移
(保護者歯科検診(20、30歳代)、歯周病検診(40、50、60、70歳代)の結果)

*60歳代後半と70歳代は高齢期ですが、比較しやすいようにこのグラフにまとめて掲載しています。

保護者歯科検診における定期歯科検診受診率

保護者歯科検診を受診した人において、定期的に歯科検診を受けている人の割合は、年々増加しています。



保護者歯科検診受診者の定期的な歯科検診受診率の推移
(保護者歯科検診の結果)

知っておこう

●歯周病を予防しよう！

歯周病を予防するためには、歯を清潔にすることが大切です。自分でできる歯の清掃（セルフケア）と、専門家に行ってもらふ歯の掃除（プロフェッショナルケア）があります。

①歯みがき習慣（セルフケア）

歯周病の原因は歯垢（プラーク）中の歯周病菌です。確実に取り除くには毎日の歯みがきが基本となります。上手な歯みがき方法のポイントは一歯ずつ丁寧にみがくことですが、人それぞれに適したみがき方があります。歯科医師、歯科衛生士に指導してもらい自分にあった歯みがき方法を身につけましょう。

し かん 歯間ブラシ、いと 糸つきようじの使用

歯周病を予防するためには、歯の清掃の中でも歯と歯の間の歯垢を除去することが重要です。そのために、歯間ブラシや糸つきようじ（デンタルフロス）を用います。

歯間ブラシの選択

〔形〕 角度の付いている「アングル付き」とまっすぐの「ストレート」の2種類があります。好みや使い勝手に合わせて選びます。

〔サイズ〕 歯間ブラシは、様々なサイズがあります。歯間ブラシを通したときに、きつく感じず、少し抵抗があるくらいが適正サイズです。

	サイズ	(最小通過径mm)
アングル付き 奥歯での操作がしやすい	SSS	~0.8
ストレート 前歯はそのまま、 奥歯は曲げて使用	SS	0.8~1.0
	S	1.0~1.2
	M	1.2~1.5
	L	1.5~1.8

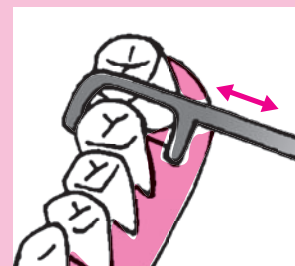
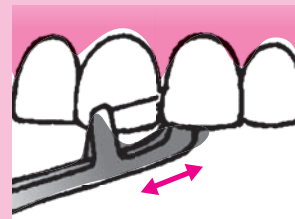
歯間ブラシの動かし方

歯間ブラシを歯ぐきを傷つけないように歯面に沿わせてゆっくり挿入し、細かく前後に3~4回動かします。使い方が難しい場合は歯科医院で習うことができます。



糸つきようじ

歯面に沿わせてゆっくり動かしながら挿入し、汚れを落とします。



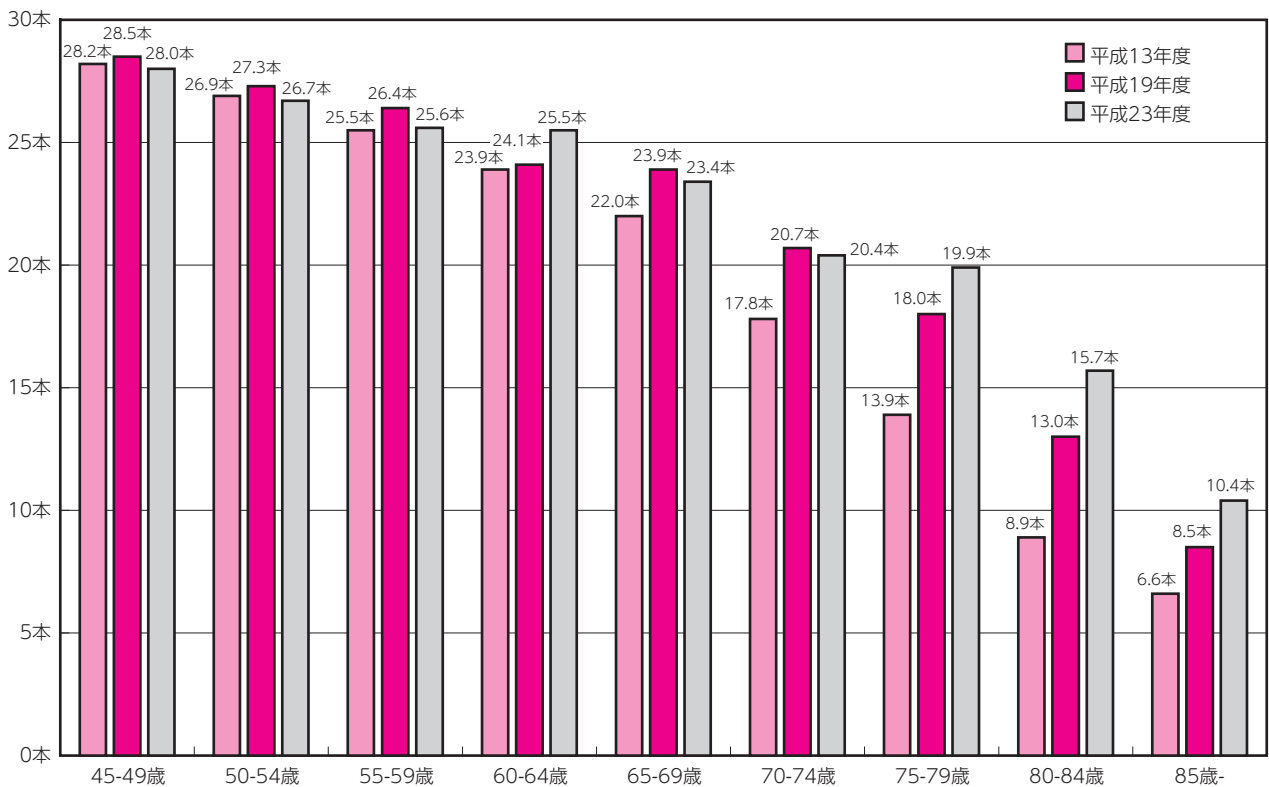
②定期管理（プロフェッショナルケア）

歯周病を悪化させないためには、歯科医院における定期的な健康管理が大切です。かかりつけ歯科医院を持ち、定期的に歯の掃除（歯石や歯垢の除去などの歯のクリーニング）を受けましょう。

(4) 高齢期

歯の本数

市民の歯の本数を、市民アンケートで自己申告により調査しました（**自記式調査**）。^{こうくうき}口腔機能の維持向上に重要な歯の本数は調査年ごとに増える傾向にあり、平成23年度の調査からみると特に75歳以上において10年前に比べ、多くの歯が保持できてきています。80～84歳においては、平成23年度の歯の平均本数は15.7本で、20本以上の歯を保持している人の割合は47.6%であります。



年齢別の歯の平均本数の推移
(市民アンケート調査の結果)

参考：平成23年歯科疾患実態調査報告（厚生労働省による全国の歯科保健状況を把握する調査）では、80～84歳における歯の平均本数は12.2本で、20本以上の歯を保持している人の割合は28.9%であります。

自記式調査

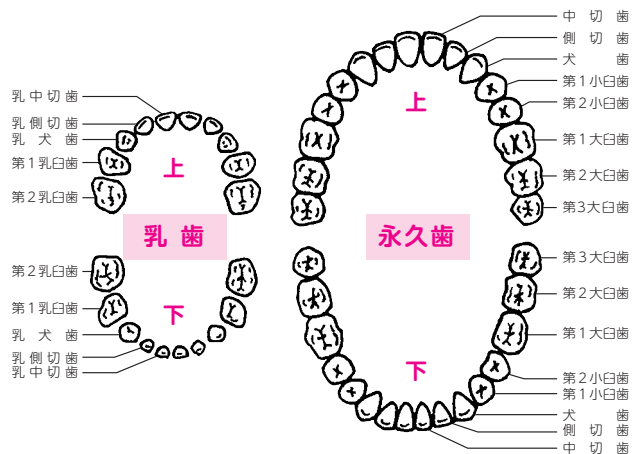
調査方法の一つで本人に調査用紙に記載してもらう方法です。市民アンケート調査においては、この自記式調査法を用い、歯の本数を自分で数えて自己申告により回答してもらいました。実際には、「自分の歯は何本ありますか？（歯は親知らずを入れると32本あります。入れ歯は除きますが、さし歯・冠をかぶせた歯・部分的につめてある歯などはすべて自分の歯として数えます。）」という設問で聞いています。自記式調査は、歯科医師による診査より精度は劣りますが、大きな誤差は生じないという報告があり、市民アンケート調査結果を用いて歯の本数の現状を把握しています。

知っておこう

●歯の数は何本？

○乳歯（子どもの歯）は生後6か月頃から生え始め、2歳なかば頃に生えそろうと20本になります。

○永久歯（大人の歯）は第3大臼歯（親知らず）を含めると、32本生えます。



●シーラント^{よぼうてんそくほう} (予防填塞法)

歯ブラシの毛先が十分には届かない奥歯の溝に、むし歯菌が入り込まないように、樹脂でふさいでしまって、むし歯を予防する方法です。



●かむことの効用

よくかむことは、単に食べものを体に取り入れるためだけではなく、心身を活性化させることに重要な働きをしています。かむことの効用について学校食事研究会がわかりやすい標語「ひみこのはがいーぜ」を作成しました。（「8020財団」ホームページより）

- ひ 肥満の予防
- み 味覚の発達
- こ 言葉の発音の正常化
- の 脳の発達
- は 歯の病気(むし歯や歯周病)の予防
- が がんの予防
- い 胃腸の働きを促進
- ぜ 全身の体力向上

ちゃんと食べよう！
みんな健康 しあわせ浜松



噛ミング30(カミングサンマル)運動

歯科保健分野から食育を推進するには、乳幼児期・学齢期は歯と口の機能の発達状況に、成人期は生活習慣病対策に、高齢期は口腔機能の維持や誤嚥・窒息の防止といった安全性に配慮した食べ方の支援が必要であり、よくかむことの象徴的な目標として、「噛ミング30(一口30回以上かむこと)」というキャッチフレーズを掲げた食育推進運動があります。

●e-ヘルスネット

厚生労働省が作成している「メタボリック症候群が気になる方のための健康情報サイト」に「e-ヘルスネット」というホームページがあります。この中に「歯と口の健康」に関する様々な情報が提供されていますので、歯と口の健康づくりに役立つ情報を得ることができます。

歯科に関わる介護保険サービス

介護保険によるサービスの中で、歯科に関わるものとしては、^{きょたくりようようかんりしどう}「居宅療養管理指導」と「口腔機能向上に関するサービス」があります。

「居宅療養管理指導」は、歯科訪問診療に伴って、歯と口に関する療養上の指導等を行うもので、歯科医師又は歯科衛生士が行います。「指導Ⅰ」は在宅の要介護者等1人のみに指導を行う場合で、「指導Ⅱ」は同一建物に居住している複数人に対して同時に指導を行う場合に算定されます。平成24年度の実施件数をみると、歯科医師、歯科衛生士の指導どちらも、複数人を同時に行う「指導Ⅱ」が多く提供されています。

平成24年度の居宅療養管理指導の実施件数

サービス内容	件数	居宅療養管理指導 総サービス件数	総サービスに 占める割合
歯科医師居宅療養管理指導Ⅰ*	231件	18,709件	1.2%
歯科衛生士等居宅療養管理指導Ⅰ*	118件		0.6%
歯科医師居宅療養管理指導Ⅱ*	1,495件		8.0%
歯科衛生士等居宅療養管理指導Ⅱ*	2,099件		11.2%

*要支援の人の居宅療養管理指導を含みます。

「口腔機能向上に関するサービス」は、在宅の要介護者等が施設に通って利用する「通所介護」や「通所リハビリテーション」等の中で行われているものと、施設に入居している人に対して行われているものがあります。施設入居者に対しては、口腔機能向上に関するサービスの実施率は高いですが、在宅の要介護者等に対する実施率は低い状況です。

「口腔機能向上に関するサービス」を行うには、施設以外は事前に届出が必要で、平成25年7月時点で浜松市内196の介護保険事業者が届出をしています。

平成24年度の口腔機能向上に関する加算の実施件数

サービス種類	サービス内容	件数	総サービス 件数	総サービスに 占める割合
通所介護、通所リハビリテーション等	口腔機能向上加算*	3,622件	171,590件	2.1%
施設サービス	口腔機能維持管理体制加算	32,537件	80,953件	40.2%
	口腔機能維持管理加算	10,244件		12.7%

*要支援の人の介護予防サービスを含みます。

居宅療養管理指導

歯科医師、歯科衛生士等が、介護支援専門員に対する居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供並びに利用者又はその家族等に対する居宅サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導及び助言を行うこと。居宅療養管理指導Ⅰは在宅の同一建物で1人の場合、居宅療養管理指導Ⅱは在宅の同一建物居住者等で複数人に行う場合。

口腔機能向上加算

口腔機能が低下している又はそのおそれのある利用者に対して、個別的に実施する口腔清掃の指導・実施、又は摂食（せつしょく）・嚥下（えんげ）機能に関する訓練の指導・実施を行うこと。

口腔機能維持管理体制加算

歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行うこと。

口腔機能維持管理加算

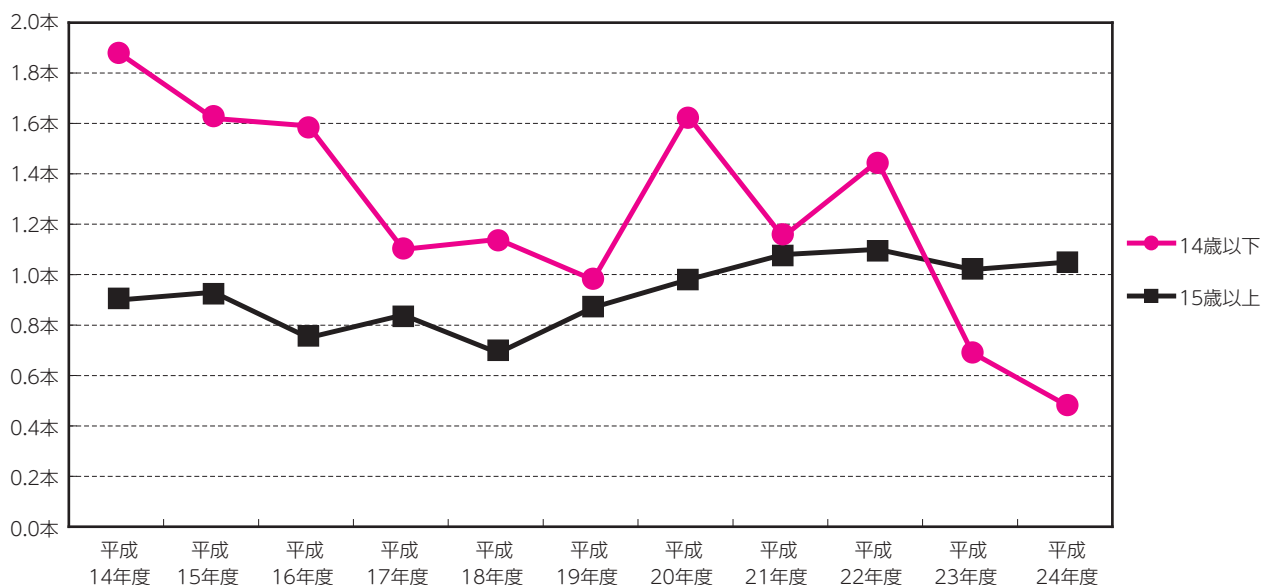
歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者（入院患者）に対し、口腔ケアを月4回以上行うこと。

(5) 障がい者の歯科

障がいのある人とは、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含みます。）その他の心身の機能の障がいがあり、その障がいや社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人と定義されています。障害者手帳を所持している人は、年々増えており、平成24年4月1日現在で約36,000人の市民が所持しています。

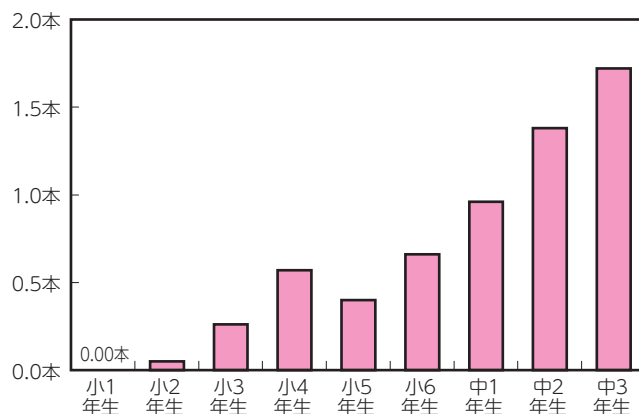
むし歯

障害者福祉施設における歯科健診の受診数は、年間約1,600人ですが、その中で、14歳以下の人（主に幼児）においては、治療しないで放置しているむし歯（**一人平均未処置むし歯本数**）は減少傾向にあります。15歳以上においては、毎年、一人平均約1本の治療を必要とするむし歯が検出されています。



障がいのある人の一人平均未処置むし歯本数の推移
(障がい者施設歯科健診の結果)

市内の特別支援学校に通う小学生・中学生では、学年が上がるにつれ**一人平均むし歯本数**が増加しており、特に中学生になると急に増えています。



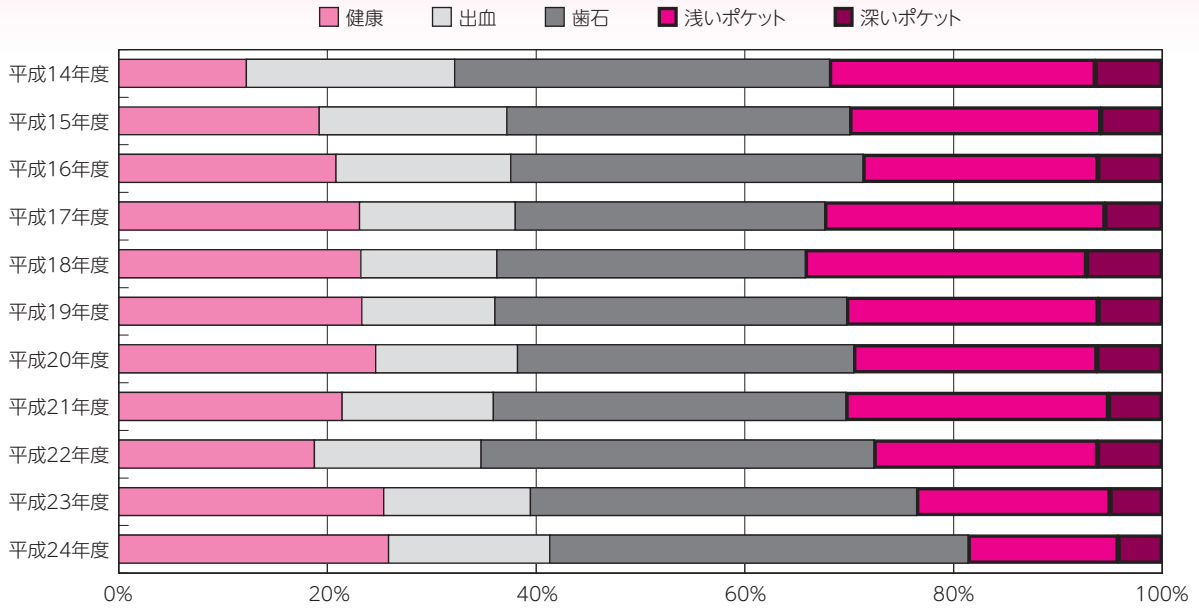
特別支援学校の児童・生徒の一人平均むし歯本数
(平成25年度学校歯科健康診断の結果)

一人平均未処置むし歯本数
治療が必要なむし歯数／健診者数

一人平均むし歯本数
(治療が必要なむし歯数＋処置完了歯数＋抜いた歯)／健診者数
(過去にむし歯になった歯も含め、累積して今までに何本むし歯になったかを表しています。)

ししゅうびょう
歯周病

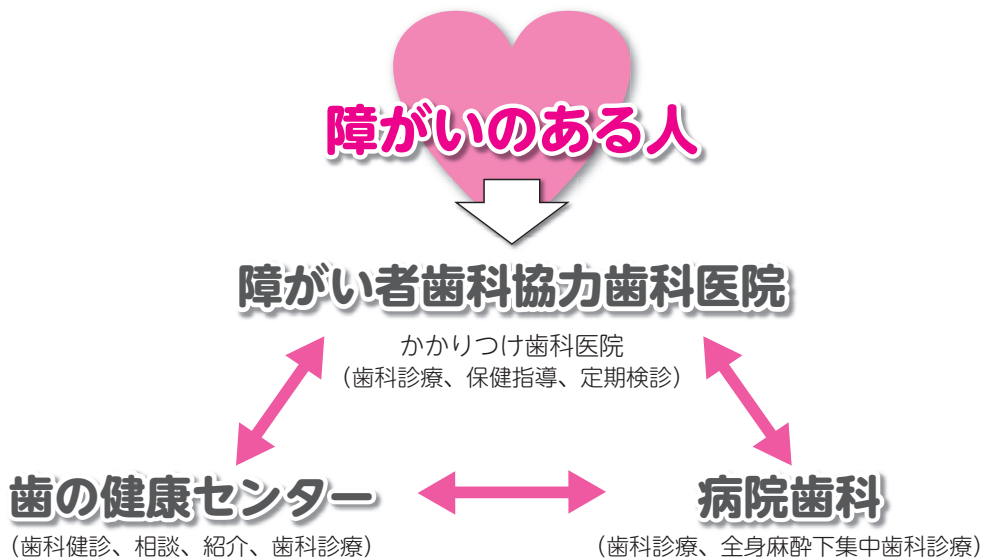
障害者福祉施設における歯科健診を受診した人の中では、歯周ポケットを有する歯周炎^{ししゅうえん}（10ページコラム参照）の人は減少傾向にあります。



障がいのある人の歯周病の推移（障がい者施設歯科健診の結果）

浜松市障がい者歯科保健医療システム

浜松市歯科医師会、浜松医療センター等と協力して、障がいのある人がなるべく身近な歯科医療機関で歯科診療が受けられるように、「障がい者歯科協力歯科医院」を中心に歯科診療を進めていくシステムです。「障がい者歯科協力歯科医院」は、浜松市口腔保健医療センター（歯の健康センター）や病院歯科（浜松医療センター等）と連携のとれる体制を整えています。この連携体制では、患者の状態に合わせて、協力歯科医院から歯の健康センターや病院へ紹介したり、逆に歯の健康センターや病院から協力歯科医院へ紹介したりするなど、障がいのある人が安心して歯科受診できるようになっています。



障がい者歯科協力歯科医院

浜松市歯科医師会員の中で障がいのある人の歯科診療に取り組み、治療終了後も定期的な受診をするように指導している歯科医院のことです。平成25年8月現在で113の歯科医院が登録されています。

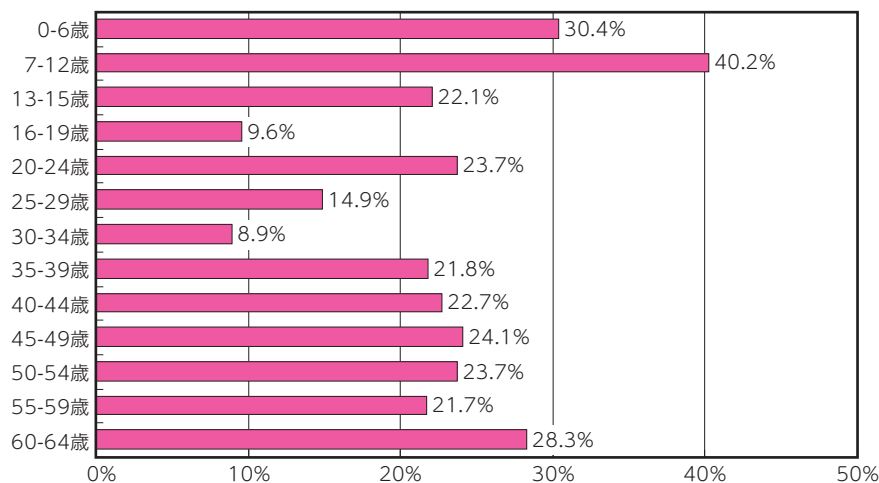


2 歯科保健行動の現状

平成23年度に、市民アンケート調査を実施しました。その中で「歯の健康を守るために気をつけている」こととして選択されたものを市民の歯科保健行動としました。

定期的な歯科検診

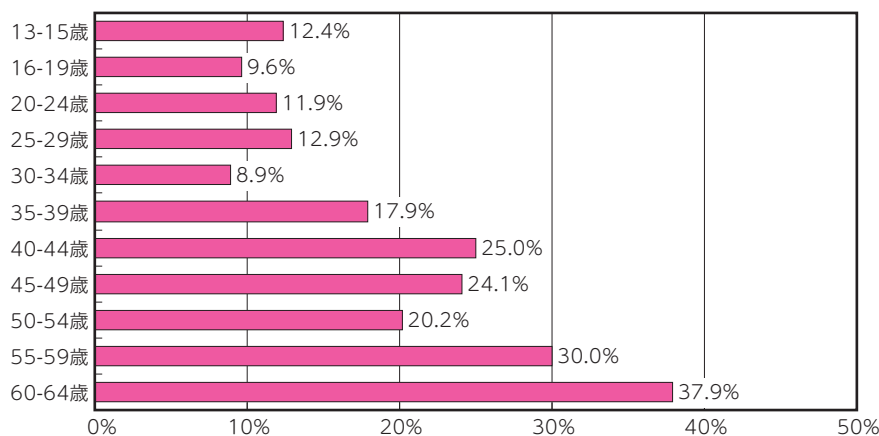
定期的に歯科検診を受ける（学校や園での歯科健康診断は除きます。）ことに気をつけている人の割合は、0-12歳までが高く、16-34歳の間は低くなっています。35歳以降はやや上昇しますが、25%前後です。



定期的に歯科検診を受けている

定期的な歯の掃除

歯科医院で定期的に歯の掃除を受けることに気をつけている人の割合は、年齢とともに高くなる傾向にあり、60-64歳で4割近くになっています。



歯科医院で定期的な歯の掃除を受けている



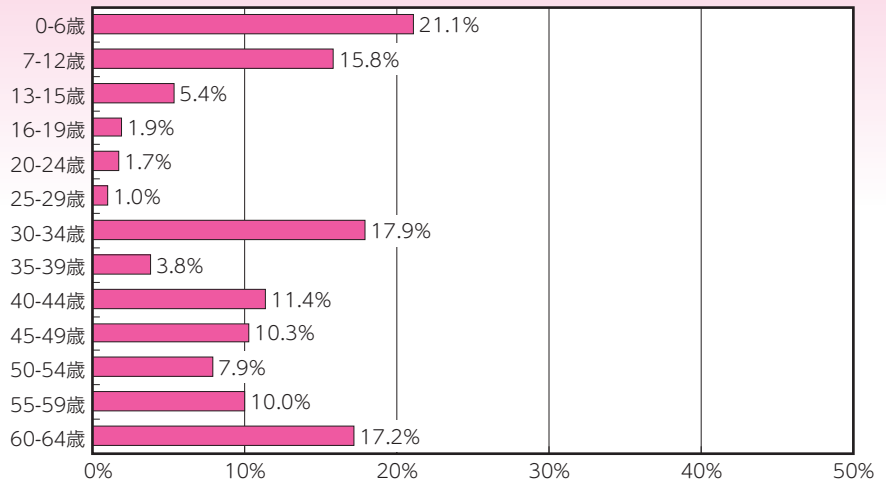
定期的な歯科受診

定期的に歯科受診をし、検診を受けたり、歯の掃除（歯石や歯垢の除去などの歯のクリーニング）を受けたりすることで、歯科疾患を早期発見・早期治療し、予防することが大切です。そのためには、かかりつけ歯科医院を持つことが勧められています。



砂糖などが入った 飲食物

砂糖などが入った飲食物を避けることに気を付けている人の割合は、他の歯科保健行動に比べ全体的に低いです。0-12歳までと30-34歳、60-64歳に高くなっています。



砂糖などが入った飲食物をなるべく避けている



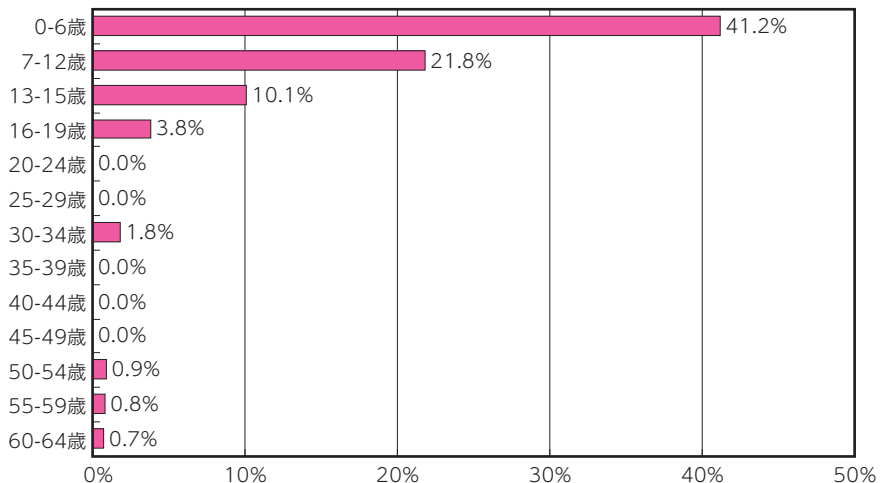
砂糖などが入った飲食物

砂糖などが入った甘い飲食物を頻回に摂らないことや、酸性度の強いジュース類やイオン飲料等の摂り方に気をつけることはむし歯予防に重要です。規則正しい時間に三度の食事を摂ると、間食は必要最低限で済ませることができます。



かぶつしめんとふ フッ化物歯面塗布

フッ化物歯面塗布（以下フッ化物塗布）を受けることに気を付けている人の割合は、0-6歳が最も高く、年齢が上がると低くなってきます。



フッ化物塗布を受けている



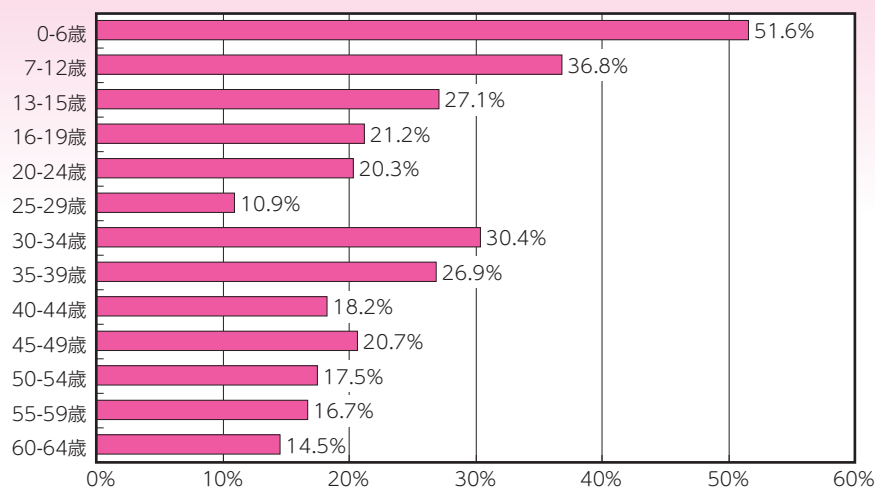
フッ化物塗布法（フッ素塗布）

0.9%のフッ化物を3か月から6か月の間隔で歯に塗ることで、歯の質が強くなり、歯を溶かす酸に溶けにくい歯に加工され、むし歯が予防できます。



フッ素入り歯磨剤

フッ素入り歯磨剤を使用することに気をつけている人の割合は、0-12歳までが高くなっています。その後、25-29歳までは年齢とともに減少しますが、30歳代でまた増加し、その後減少します。



フッ素入り歯磨剤を使っている



フッ素入り歯磨剤の使用

歯をみがくときには右表の使用量を参考にし、フッ素入り歯磨剤を使用します。

【薬用成分】 ●フッ化ナトリウム

●モノフルオロリン酸ナトリウム



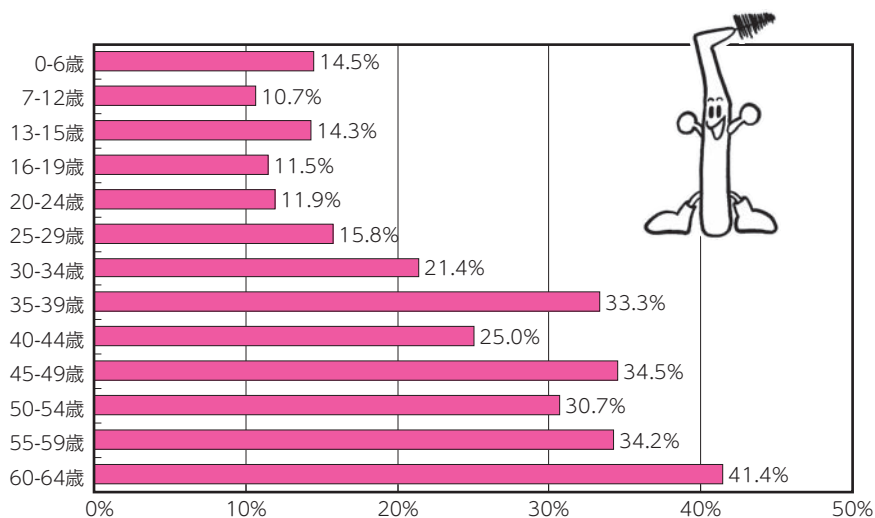
歯磨剤の使用量	
年齢	使用量
1～2歳	米粒大以下
3～5歳	5mm以下
6～14歳	1cm程度
15歳以上	2cm程度

★ お勧めの歯みがき習慣（2・2・2法）

- ①歯ブラシに右上表に示す使用量（15歳以上は**2cm**）のフッ素入り歯磨剤をつけます。
- ②歯磨剤を口の中全体に広げ、**2～3分間**歯をみがきます。
- ③歯磨剤を吐き出し、10～15mlの水を含み、5秒間程度ブクブクうがいをします。
- ④うがいは1回のみとし、その後、1～2時間**は**飲食をしません。
- ⑤歯みがきは1日**2～3回**程度行います。

いと 糸つきようじと しかん 歯間ブラシ

歯と歯の間をみがく器具としては、糸つきようじ（デンタルフロス）と歯間ブラシ（12ページ「知っておこう」参照）があります。歯と歯の間をみがく器具を使用することに気をつけている人の割合は、0-24歳までは低く、それ以降は年齢とともに高くなる傾向にあります。



歯と歯の間をみがく器具を使用している





3 歯科医療の現状

歯科医療機関

浜松市内の歯科医療機関数及びその従事者数を右に示します。人口10万人当たりの歯科診療所数は県平均（平成25年4月1日現在、48.1か所）とほぼ同じです。

歯科医療機関数（平成25年4月1日現在）

歯科医療機関	実数	人口10万人当たりの数
歯科診療所数	384か所	48.4か所
病院の中にある歯科の数	10か所	1.3か所

浜松市保健所保健総務課調べ

歯科医療従事者数（平成24年12月31日現在）

歯科医療従事者	実数	人口10万人当たりの数
歯科医師数	542人	68.0人
就業歯科衛生士数	756人	94.9人
就業歯科技工士数	257人	32.3人

浜松市保健所保健総務課調べ

歯科医療費

市民の約4分の1が加入する国民健康保険の医療費の実態は、市民全体の健康状態を映し出す一つの資料です。浜松市国民健康保険における平成24年5月の疾患別医療費では、「歯肉炎及び歯周疾患」が「腎不全」について第2位で、歯周病と関連のある糖尿病は6位となっています。

浜松市国民健康保険における疾患別医療費

順位	疾患名	平成24年5月
1	腎不全	322百万円
2	歯肉炎及び歯周疾患	282百万円
3	統合失調症、統合失調型障害及び妄想性障害	268百万円
4	高血圧疾患	250百万円
5	その他の悪性新生物	195百万円
6	糖尿病	189百万円

静岡県国保連合会 茶っとシステム 疾病統計(平成24年5月診療分)資料

主な歯科医療費の助成制度

乳幼児医療費助成：0歳～小学校就学前の乳幼児が病気などで医療機関等にかかった場合に健康保険の対象の医療費（通院・入院）の一部を助成しています。

小・中学生医療費助成：小学生・中学生年齢の子どもが、診療時間内に医療機関にかかった場合、又は入院したときの健康保険の対象の医療費の一部を助成しています。

重度心身障害者医療費助成：身体障害者手帳所持者（1・2級及び3級の一部）、療育手帳所持者（A及びBの一部）等を対象に、健康保険の対象の医療を受けた場合、医療費の一部を助成しています。

有病者の歯科

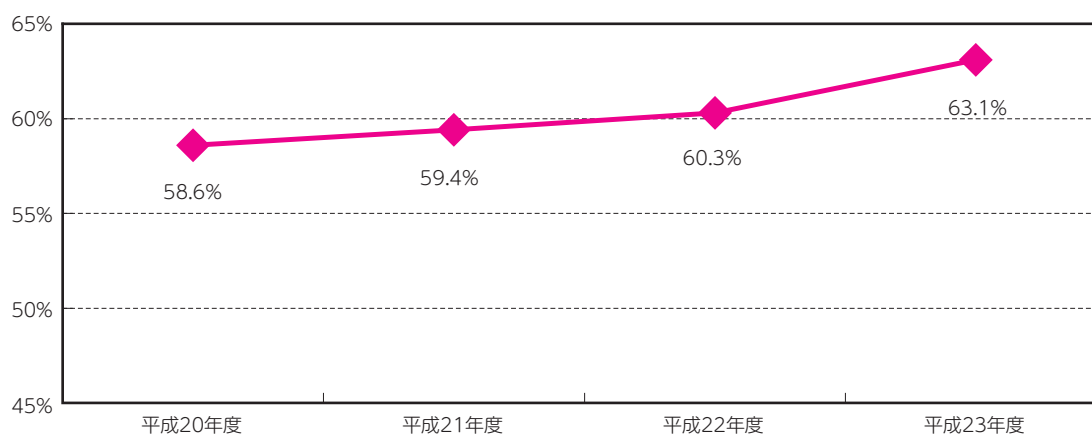
高齢化が進むと何らかの基礎疾患を有する人（有病者）が増えてきます。超高齢社会を迎えた中で、医科との連携は大切です。今までに浜松医療センターと浜松市歯科医師会との間で、**経皮内視鏡的胃瘻造設術**を受ける患者等に対する連携が行われてきました。有病者等の歯と口に関する問題を少しでも少なくするために、今後もかかりつけ歯科医院と病院歯科及び医科と歯科とが連携を深めていくことが大切です。これらの連携は、連携機関を増やすことも視野に入れ、今後も継続していく必要があります。また、浜松医療センターや浜松市歯科医師会等が協力して、歯科医師、歯科衛生士等に対する研修（有病者への対応、院内感染対策等）を行っています。

浜松医療センターと浜松市歯科医師会との連携実績

連携内容	連携実績総数*
経皮内視鏡的胃瘻造設術を受ける患者への対応	81件
骨吸収抑制剤 使用患者への対応	8件
周術期口腔機能管理 を受ける患者への対応	11件
HIV/AIDS（エイズ）患者への対応	3件

*連携事業の開始当初から平成25年8月までの実績、浜松医療センター及び浜松市歯科医師会調べ

歯周病は糖尿病の合併症でもあり、両者は密接な相互関係にあることが分かってきています（5ページ「知っておこう」参照）。浜松市国民健康保険の特定健康診査の結果では、血糖値の正常者は年々減少し、逆に正常値以上の人が増加しています。今後、糖尿病対策の一環として歯周病予防の啓発も必要です。



正常値以上（HbA1c \geq 5.2（JDS値））の血糖値を示す人の割合の推移
（浜松市国民健康保険の特定健康診査の結果）

経皮内視鏡的胃瘻造設術（PEG）

内視鏡を用いて、胃に栄養を送るための小さな穴をおなかにつくる手術のことです。PEGを造設した人は、口腔機能が低下したり唾液の分泌低下がみられたりするので、口腔ケアを行うことで口腔環境を改善する必要があります。

骨吸収抑制剤

骨吸収を阻害する薬剤であるビスホスホネート（BP）系薬剤を服用している骨粗鬆症（こつそしょうしょう）患者や骨転移がん患者に、BP関連顎骨壊死（がっこつえし）（BRONJ）の発症が報告されています。BRONJはその発症機序が不明であり、また予防法・対処法も確立されていませんが、BRONJの予防には、口腔環境の改善および維持管理が有効です。

周術期口腔機能管理

がん患者等の手術前後に口腔管理を行うことで、術後合併症等のリスクを減らすことを目的としたもので、手術前後や放射線治療中などに病院歯科および歯科診療所で行います。

中山間地の歯科医療

中山間地では歯科診療所が少ない地域があり、中山間地の住民が必要な歯科医療を受けることができるよう、浜松市が関与して歯科診療所を運営しています。今後も浜松市が直営する春野歯科診療所、浜松市が土地、建物等を貸与して運営されている2つの歯科診療所を維持していく必要があります。

医療相談

医療相談窓口を開設し、医療に関する患者等の苦情・相談に対して、中立的な立場で対応しています。歯科医療に関しても同様に相談を受け付けています。

知っておこう

●「かかりつけ歯科医院」を持つ！

市民が定期的な歯科検診や保健指導を受け、歯と口の機能が維持できるように、かかりつけ歯科医の役割の充実や強化が求められています。市等で実施する歯科健診等を通じて、かかりつけ歯科医院を持ちましょう。

かかりつけ歯科医の役割

- 患者の心身の特性をふまえた適切な歯科治療の提供
- 歯科疾患の予防・保健指導と口腔の継続的な管理
- 必要に応じて専門医療機関*への紹介（しんしん 診診、びょうしんれんけい 病診連携の推進）
- 要介護高齢者、障がい者の支援（在宅歯科診療の推進）
- 公衆衛生活動の行政サービスとの連携、協調
- 歯と口に関する健康教育、健康相談の実施

*歯科においても専門の診療領域があります。より高度で専門的な治療が必要な場合などは、専門医・認定医による診療も可能です。日本歯科医学専門分科会に属する学会のホームページで専門医・認定医は公表されております。また、糖尿病・歯周病等に関する情報交換をし、糖尿病の予防・治療の向上を目指すために、日本糖尿病協会に登録している歯科医師もいます。

●自分にあった「かかりつけ歯科医院」の探し方：医療ネットしずおか

ホームページ「医療ネットしずおか」で自分にあった歯科医療機関を検索することができます。かかりつけ歯科医院を持つ時の参考にしましょう。

「病院・診療所・薬局・助産所を探す」→「症状にあった医療機関を探す」→「その他体の部位、疾患、治療内容から探す」→「歯科」から「せつしやく 歯科領域の一次診療」、「障害者の歯科治療」、「せつしやく 摂食機能障害の治療」などが検索できます。同じく「口腔外科」から「埋伏歯抜歯」、「顎関節症治療」などが検索できます。また、「病院・診療所・薬局・助産所を探す」→「医療機関の特徴から探す」→「介護・在宅医療から探す」→「在宅医療」から「歯科訪問診療」が検索できます。検索地域は区ごとに選択できます。



第3章

歯科口腔保健施策の課題と方向性

各年代等に応じた歯科口腔保健対策を実施することで「8020運動」を推進します。



生涯にわたる歯科口腔保健対策

(1) 妊娠期・乳幼児期

課題

- 「3歳児歯科健康診査」の受診率は平成24年度で67.5%であり、県内で最も低く、政令市の中でも低いいため、受診率を向上させる必要があります。
- フッ化物洗口（フッ素洗口）（7ページコラム参照）を実施している幼稚園・保育所は年々増加してきていますが、まだ全体の施設の約4割であり、さらに実施施設を増加する必要があります。
- 児童虐待**が疑われる子どもは、むし歯を有する割合やむし歯の治療を受けていない割合が他の子どもより高いことが報告されているので、集団幼児健診は、育児支援と児童虐待の予防の場として、役割が求められています。

方向性

- 妊娠期からの各種歯科健診等を通じ、むし歯の予防等の歯と口の健康づくりを推進します。
- 「3歳児歯科健康診査」の受診率向上のため、実施方法等を見直します。
- 「フッ化物（フッ素）塗布」（19ページコラム参照）の啓発を行い、かかりつけ歯科医院への橋渡しを勧めます。
- 「フッ化物（フッ素）洗口」を実施する幼稚園・保育所の増加を目指します。
- 食育を通して、歯と口の健康づくりの啓発の拡大を図ります。
- 一人で多くのむし歯のある子どもなど個別対応が必要な子どもに対する事後指導等、集団幼児健診の更なる充実を図ります。

目標

指標	対象	平成23年度 (基準値)	平成29年度 (中間目標値)	平成34年度 (最終目標値)
妊婦歯科健康診査の受診率	妊婦	26.2%*	40.0%	50.0%
むし歯の本数	3歳児	0.36本	0.3本	0.3本
	5歳児（年長児）	1.70本	1.5本	1.2本
フッ化物塗布を受ける子どもの割合	1～6歳	52.2%	55.0%	60.0%
フッ化物洗口を実施する幼稚園・保育所数	幼稚園・保育所	82園	95園	105園

*平成24年度データ

児童虐待

身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待があり、これらが組み合わさった虐待もあります。

行政の取組

取組（所管課）	対 象	内 容
1 妊婦歯科健康診査 (健康増進課)	妊 婦	歯科健診、保健指導、歯みがき指導を行います。 生まれてくる子どもの歯と口の健康づくりについて保健指導を行います。
2 歯科相談 (健康増進課)	市 民 (乳幼児～高齢者)*	歯科健診、歯科疾患の予防や歯科治療に関する相談、歯みがき指導などを行います。
3 幼児の歯科健康診査 (健康増進課)	1歳6か月児 2歳児～2歳3か月児 3歳児	歯科健診、相談、保健指導、フッ化物塗布体験（1歳6か月児、2歳児）を行います。 デンタル・ネグレクト 等虐待を疑う場合は児童相談所や福祉事務所（各区役所社会福祉課）に情報提供・通告し、適切な支援に結びつけます。
4 フッ化物(フッ素) 塗布 (健康増進課)	幼 児	歯科健診、保健指導、フッ化物塗布を行い、定期的なフッ化物塗布の継続を啓発します。
5 フッ化物(フッ素) 洗口 (健康増進課、保育課、 保健給食課)	園 児 小学生*	幼稚園・保育所等におけるフッ化物洗口を実施します。
6 母子の歯科健康教育 (健康増進課)	乳幼児、園児 小学生* 保護者	フッ化物によるむし歯予防の効果や安全性について正しい情報を提供し、歯と口の健康づくりについて啓発します。 かむことの大切さや望ましい食習慣の定着に向けた食事の大切さについての話をを行い、歯と口と食の健康づくりについて啓発します。
7 保育所における 歯科保健の推進 (保育課)	園 児	定期健康診断で歯科健診を行います。 歯と口の健康づくりについて学びます。 日々の生活の中で、食後の歯みがき、うがい等に取り組みます。 よくかんで食べるように指導します。
8 親子すこやか相談 (健康増進課)	乳幼児と保護者 妊産婦	乳幼児の発育、発達、食事、歯と口に関する健康相談、育児に関する相談、妊産婦の心身の健康に関する相談を行います。
9 歯と口の健康週間事業 (健康増進課、保育課、 保健給食課)	市 民*	浜松市歯科医師会との市民協働事業として、歯と口の健康週間に合わせて、イベント（歯科健診等）や図画・ポスター・標語コンクール、8020コンクール等を実施し、歯と口の健康について意識の向上を図ります。

*行政の取組欄は、主な対象の年代に記載しています。

デンタル・ネグレクト

子どもに必要な歯科医療を受けさせないことなどをいい、保護者による適切な歯科的管理がなされておらず、多量の歯の汚れや多数歯にわたるむし歯などがみられます。

(2) 学齢期

課題

○フッ化物塗布（19ページコラム参照）を受けることに気をつけている人は、年齢が上がるにつれ少なくなっており、小学生以降において塗布者を増加させる必要があります。

方向性

- 効果的なむし歯予防法として、かかりつけ歯科医院におけるフッ化物塗布やシーラント（予防充填法）（14ページ「知っておこう」参照）、フッ素入り歯磨剤の使用（20ページコラム参照）、フッ化物洗口（7ページコラム参照）を普及啓発します。
- 自ら規則正しい生活習慣、歯みがき習慣、食習慣を身につけられるように、普及啓発を行います。
- 保護者に対して、子どもの歯と口の健康づくりに関する啓発に努めます。

目標

指標	対象	平成23年度 (基準値)	平成29年度 (中間目標値)	平成34年度 (最終目標値)
むし歯の本数	12歳児 (小学6年生)	0.75本	0.7本	0.6本
	15歳児 (中学3年生)	1.36本	1.1本	0.9本
フッ化物塗布を受ける子どもの割合	7~12歳	21.8%	25.0%	30.0%
定期的に歯科検診を受ける人の割合	7~12歳	40.2%	45.0%	50.0%
	13~19歳	18.3%	22.0%	25.0%

行政の取組

取組 (所管課)	対象	内容
1 幼稚園・学校における 歯科保健の推進 (保健給食課)	幼稚園児* 小学生 中学生	定期健康診断で歯科健診を行います。 教育活動において、歯の必要性・大切さを含め、むし歯や歯周病の予防について指導します。 歯を清潔に保つため歯みがきを習慣化させ、自分で自分の歯やからだを意識的に守らせるという観点から昼食後の歯みがきの習慣化を目指します。 むし歯の多い子どもについては、学校歯科医とともに健診後さらに個別の保健指導に努めていきます。
2 学校における 食育について (保健給食課)	幼稚園児* 小学生 中学生	栄養教諭・学校栄養職員等を中心とし、よくかんで食べることを意識した献立を作成します。 教職員と連携・協力し食に関する指導体制の充実を図ります。

*行政の取組欄は、主な対象の年代に記載しています。

(3) 成人期

課題

- ^{ししゅうびょう}歯周病が進行している人（10ページコラム参照）の割合が年齢とともに増加しており、減少に向けた対策が必要です。
- 歯周病は、肥満や糖尿病等の生活習慣病や他のからだの病気・状態との関連性が指摘されており（5ページ「知っておこう」参照）、正しい知識の普及啓発が重要です。
- 「歯周病検診」の受診率は、平成24年度に受診券を発送した節目年齢（40、45、50、55、60、65、70歳）においては4.5%と低く、受診率を向上させる必要があります。
- 市内の事業所において、歯科健診等を実施しているところは一部に限られており、歯科健診等の取組を促す必要があります。

方向性

- 歯周病予防のために定期的な歯科検診の受診率の向上に向けた啓発を行うとともに、各種歯科検診を通じ、かかりつけ歯科医院での定期的な歯科検診や歯の掃除を受けるよう橋渡しをします。
- 歯周病と、からだの病気や生活習慣等との関連性についての普及啓発を行います。
- フッ素入り歯磨剤の使用（20ページコラム参照）等のフッ化物利用や^{しかんぶせいそうきぐ}歯間部清掃器具（12ページ「知っておこう」参照）の利用の啓発を行います。
- 事業者が労働者に対する歯科健診や歯科保健指導の機会を確保するように啓発します。
- 自分の食生活を自分で管理できるよう、食に関する知識や判断力の向上を支援します。
- 歯と口の健康づくりの推進には、保健、医療、社会福祉、介護、教育、労働衛生関係者やその関係団体の参画が重要であり、歯科口腔保健の推進に協力する団体を「歯科口腔保健推進協力団体」と称し、その増加を目指します。

定期的に
歯科検診を
受けるのじゃ!



出世大名
家康くん

©浜松市

目 標

指 標	対 象	平成23年度 (基準値)	平成29年度 (中間目標値)	平成34年度 (最終目標値)
歯肉炎・歯周炎を有する人の割合	20～29歳 (保護者歯科検診受診者)	40.4%	35.0%	30.0%
進行した歯周炎を有する人の割合	40～49歳 (歯周病検診受診者)	39.4%	37.0%	35.0%
	60～69歳 (歯周病検診受診者)	56.3%	50.0%	45.0%
歯間ブラシや糸つきようじの使用率	35～64歳	33.6%	37.0%	40.0%
定期的に歯科検診を受ける人の割合	20～64歳	21.6%	25.0%	30.0%
	保護者歯科検診受診者	28.0%	35.0%	40.0%
自分の歯の本数	60～64歳	25.5本	26.0本	27.0本
24本以上の歯を有する人の割合	60～64歳	76.8%	80.0%	85.0%

行政の取組

取組 (所管課)	対 象	内 容
1 妊婦歯科健康診査 (再掲) (健康増進課)	妊 婦	歯科健診、保健指導、歯みがき指導を行います。
2 保護者歯科検診 (健康増進課)	3歳児(又は2歳児) の保護者	歯科検診、保健指導を行います。
3 歯周病検診 (健康増進課)	40歳以上の市民	歯科検診、保健指導を行います。
4 成人歯科健康教育 (健康増進課)	成 人	むし歯や歯周病などの歯科疾患の予防についての話を行います。 フッ化物の利用方法を普及啓発します。
5 市民公開講座 (保健医療講演会等事業) (健康医療課)	市 民	歯科保健医療に関する講演会を浜松市歯科医師会との市民協働事業として、実施します。
6 国保だより (国保年金課)	市 民	生活習慣病対策を特集する中で、歯科疾患予防について啓発します。

(4) 高齢期

課題

- 「8020」を達成している人をさらに増やす必要があります。
- 元気な高齢者を対象とした口腔機能の維持向上に向けた啓発を行う必要があります。
- 虚弱な高齢者を対象とした「口腔機能向上支援事業」の利用を拡大する必要があります。
- 要支援・要介護高齢者を対象とした口腔機能向上に関する居宅サービスの利用者が少なく、口腔機能の維持向上の必要性を周知・啓発する必要があります。
- 要介護状態等で通院での歯科診療が困難な人に、歯科医療機関から訪問による歯科診療（**歯科訪問診療**）がなされていますが、歯科の訪問についてさらに周知する必要があります。
- 歯周病検診等の歯科検診や日常の歯科診療において、**口腔粘膜疾患**や**口腔がん**についても注意を払う必要があります。

方向性

- 定期的な歯科検診や口腔機能の維持向上を啓発します。
- 摂食・嚥下機能や口腔機能の維持向上の必要性について、地域包括支援センター、**介護支援専門員（ケアマネジャー）**他、介護保険事業者の関係者、利用者本人・家族の理解を深めるよう取り組みます。
- 要介護高齢者等、定期的に歯科検診や歯科医療を受けることが困難な人の歯と口の健康づくりを支援します。

目標

指 標	対 象	平成23年度 (基準値)	平成29年度 (中間目標値)	平成34年度 (最終目標値)
自分の歯の本数	70～74歳	20.4本	22.0本	24.0本
	80～84歳	15.7本	18.0本	20.0本
	85歳以上	10.4本	13.0本	15.0本
20本以上の歯を有する人の割合	80～84歳	47.6%	55.0%	60.0%

歯科訪問診療

在宅や施設等において療養を行っており、疾病や傷病のため通院による歯科診療が困難な患者に対して、患者の求めに応じて、歯科医師が在宅や施設等に出向いて歯科診療を行うこと。医療保険が適用されます。

口腔がん

口の中にできるがんを総称していいます。すべてのがん死亡者に占める割合は1%台ですが、患者数は増加傾向にあります。代表的なものとして舌にみられる「舌(ぜつ)がん」があります。

口腔粘膜疾患

口の中の粘膜に現れる疾患を総称していいます。口のなか単独に現れるものと、からだ全体におこる疾患の症状の1つとして現れるものがあります。

介護支援専門員（ケアマネジャー）

介護の知識を幅広く持った専門家で、介護を必要とする人や家族の相談に応じたり、ケアプランを作成したりします。

行政の取組

取組 (所管課)	対 象	内 容
1 成人歯科健康教育 (再掲) (健康増進課)	元気な高齢者	むし歯や歯周病などの歯科疾患の予防や口腔機能の維持向上、口腔ケアの重要性、低栄養の予防などについての話や実技を行います。 元気なうちにかかりつけ歯科医院を持ち、定期的な歯科検診や治療を受けるよう啓発します。 フッ化物の利用方法を普及啓発します。
2 口腔機能向上 支援事業 (高齢者福祉課)	虚弱な高齢者	口腔機能の維持向上の啓発や口腔清掃の指導・実施、摂食・嚥下機能に関する訓練の指導、実施を行います。
3 歯科訪問診査 (健康増進課)	歯科医院への通院が 困難な在宅療養者	歯科医師が家庭に訪問して、歯科健診、保健指導、受診指導を行います。
4 訪問歯科相談 (健康増進課)	在宅療養者等	家庭に訪問し、お口の手入れの方法などの保健指導を行います。
5 浜松市の医療及び 介護連携連絡会 (介護保険課)	医療・介護・福祉の 関係者	医療と介護の連携を図るために、歯科医師を含めた医療関係者と介護関係者等との会議を開催します。

知っておこう

●口腔機能を維持向上するためのトレーニング法があります。

けんこうたいそう

健口体操

♪ しっかり息を吸ってからそれぞれ10秒ずつを3回繰り返します。

①頬をあげ、ニッコリ笑います。



②あっぷっぷで頬をふくらまし、目を左右に動かします。



③口と目を思いっきり開きます。



ぜつたいそう

舌体操

♪ 目をパッチリ開けながら行うともっと効果的です。

①舌を上。



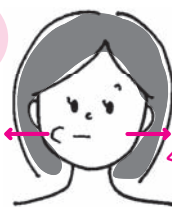
②舌を下。



③舌を右まわり、左まわりにぐるぐる。



④舌を右へ左へ、左右の頬を押します。



(5) 障がい者の歯科

課題

- 障がいのある人は、定期的な歯科検診や歯科医療を受けることが困難な場合があり、継続して支援する必要があります。
- 「**障がい者歯科協力歯科医院**」については、障がいのある人やその家族に、必要な情報が行きわたるように、さらに周知する必要があります。

方向性

- 障がいのある人の受け入れができる「障がい者歯科協力歯科医院」について、**行動調整法**等の詳細な情報把握を行い、地域における連携が円滑に行えるようにし、障がいのある人が定期的に歯科検診や歯科医療が受けられるように支援します。
- 全身麻酔による集中歯科診療を受け入れる病院歯科の確保を図ります。

指標	対象	平成23年度 (基準値)	平成29年度 (中間目標値)	平成34年度 (最終目標値)
定期的に歯科受診している人の割合	障がい者施設 歯科健診受診者	46.8%	55.0%	60.0%

行政の取組

取組(所管課)	対象	内容
1 歯科保健医療の普及啓発 (障害保健福祉課)	障がいのある人 家族	各区役所及び障害者相談支援事業所等の関係機関に「浜松市障がい者歯科保健医療システム」についてのチラシ等をおき、歯科保健医療の周知を図ります。
2 心身障がい者(児)歯科診療 (健康増進課)	一般の歯科医院で 歯科治療が困難な 障がいのある人	歯の健康センターにおいて、「障がい者歯科協力歯科医院」との連携を図りながら、歯科診療を行います。
3 障がい者(児)歯科診療 (病院管理課： 浜松医療センター)	一般の歯科医院で 歯科治療が困難な 障がいのある人	浜松医療センターにおいて、「障がい者歯科協力歯科医院」との連携を図りながら、歯科診療を行います。 全身麻酔による集中歯科診療も行います。
4 障がい者施設 歯科健診 (健康増進課)	障害者福祉施設 利用者	歯科健診、保健指導を行います。

障がい者歯科協力歯科医院

浜松市歯科医師会員の中で障がいのある人の歯科診療に取り組み、治療終了後も定期的な受診をするように指導している歯科医院のことです。平成25年8月現在で113の歯科医院が登録されています。

行動調整法

障がい者が治療に伴う刺激に対して不安等で診療に適應できない場合、安全で確実に治療を行うために心理学的手法や薬物などのさまざまな方法を用いて、診療に適應できるように誘導すること。



2 状況に応じた歯科口腔保健医療対策

(1) 休日救急歯科医療

- 市民が安心して生活するために、歯の健康センターにおいて「休日救急歯科診療」を実施しており、1日の平均受診者数は20人弱です。
- 日曜日、祝日、年末・年始における休日の救急歯科医療を提供する体制を確保していきます。

(2) 災害時の歯科口腔保健医療

- 災害時における歯科医療については、浜松市歯科医師会等の協力の下、「浜松市医療救護計画」に基づき、応急救護所において応急的な医療救護活動が行われる体制を整えています。
- 災害時には、避難所等において「浜松市災害時健康支援マニュアル」に基づく健康支援活動（口腔ケア等）が行われる体制を整えています。
- 避難生活の長期化に伴い懸念される誤嚥性肺炎^{ごえんせいはいえん}や呼吸器感染症などの災害関連疾病等を予防するために、浜松市歯科医師会、歯科衛生士会等の協力を得て、被災者への歯科保健活動を強化することが求められます。
- 平常時の歯科医療体制に戻るまでの間の応急的な歯科医療体制の構築も課題であり、診療可能な診療所、巡回診療車の把握に努め、必要に応じて仮設診療所を設置するなど、被災状況に応じた対応が求められます。
- 災害時の歯科保健医療体制の確保について、「医療救護対策（緊急歯科医療対策）」、「健康支援対策（口腔ケア、感染症予防対策）」、「身元確認対策」、「一般及び歯科専門のボランティアとの連携」、「上記対策毎の調整役の育成」を関係機関と調整しながら検討していきます。
- 災害時における歯科に関わる情報（市民の歯科医療や歯科保健に関する需要等）の収集と提供が行われる体制作りを関係機関と調整しながら検討していきます。
- それぞれの対策については、研修会等を通じて、より実効性の高いものを目指します。



障がい者歯科の特徴

日本障害者歯科学会では、「障がい者歯科とは、障がい者を対象として障がい者の健康な生活を支援するために必要なりハビリテーションを含めた歯科医療を提供するとともに、その人の生き方に沿った口や歯の健康プランを提示し、それを支援する考えを心に置いて障がいの特性に配慮した歯科医療を提供すること」とされています。

障がいの特性への配慮の一つとして、心理学的手法や薬物などのさまざまな行動調整法を組み合わせることで診療が行われているところに、障がい者歯科の特徴があります。



第4章

歯科口腔保健の向上のための市民と 歯科口腔保健推進協力団体の取組



1 市民の取組

歯と口の健康を保持増進するためには、市民一人ひとりが自ら取り組まなければならないことがあります。以下に、市民の具体的な取組を各年代に応じてまとめました。これらの市民の取組を行政や歯科口腔保健推進協力団体が支援します。

すべての市民は、子どもの頃から高齢期まで、生涯自分の歯と口で食べ、話す楽し

	妊 娠 期 ・ 乳 幼 児 期	学 齢 期
目 標 (方向性)	歯と口の健康やフッ化物の利用方法等について正しい知識を身につけ、親子で歯と口の健康づくりに努めます。	歯と口の大切さやフッ化物利用の効果について理解するとともに、自ら規則正しい生活習慣・歯みがき習慣・食習慣を身につけます。
市民の具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ○妊娠中や産後には歯と口のチェックを受けます。 ○よくかんで味わい、五感を育てます。 ○フッ化物塗布^{かぶつとふ}を定期的に受けます（19ページコラム参照）。 ○フッ素入り歯磨剤を使って歯をみがきます（20ページコラム参照）。 ○砂糖の入った食べ物や飲み物を1日に何回も摂らないようにします（19ページコラム参照）。 	<ul style="list-style-type: none"> ○よくかんで味わい、規則正しい食生活を実践します。 ○1日1回自分の歯と歯ぐきを見て、歯と口の健康管理をします。 ○フッ素入り歯磨剤を使って歯をみがきます（20ページコラム参照）。 ○フッ化物塗布を定期的に受けます（19ページコラム参照）。 ○糸つきようじ等を使って歯と歯の間を清潔に保ちます（12ページ「知っておこう」参照）。 ○砂糖の入った食べ物や飲み物を1日に何回も摂らないようにします（19ページコラム参照）。 ○かかりつけ歯科医院を持ち、歯と口のチェックを定期的に受けます（18ページコラム参照）。
	障 がい 者	
	<ul style="list-style-type: none"> ○かかりつけ歯科医院を持ち、歯と口のチェックや歯の清掃を定期的に受けます（18ページコラム参照） ○フッ素入り歯磨剤（20ページコラム参照）や、適切な口腔清掃器具を使って歯を清潔 	

五感

視覚（みる）、触覚（さわる）、味覚（あじわう）、嗅覚（かぐ）、聴覚（きく）のこと。

歯と口の
健康づくりに心がけ、
「8020」を目指すのじゃ!



出世大名
家康くん

©浜松市

みを楽しみ、健康で質の高い生活を実現するために、8020運動に取り組みます。

成人期	高齢期
<p>歯と口の健康づくりのために、かかりつけ歯科医院で歯科検診・保健指導を受け、自分自身で、必要なケアに取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○1日1回自分の歯と歯ぐきを見て、歯と口の健康管理をします。 ○自分の口にあった歯のみがき方を身につけます。 ○フッ素入り歯磨剤を使って歯をみがきます(20ページコラム参照)。 ○歯間ブラシや糸つきようじを使って歯と歯の間を清潔に保ちます(12ページ「知っておこう」参照)。 ○かかりつけ歯科医院を持ち、歯と口のチェックを定期的に受けます(18ページコラム参照)。 ○よくかんで食べ、歯と口の健康維持、生活習慣病予防に努めます(14ページ「知っておこう」参照)。 	<p>歯の喪失等による^{こうくうきのう}口腔機能の低下を防止し、生涯、自分の口で食べることや話すことを楽しめるように取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○食べる機能に注意し、よくかんで食べ、口腔機能の維持向上に努めます(14ページ「知っておこう」参照)。 ○口腔ケアに関する知識を得て、自分の口にあった歯のみがき方や^{けんこうたいそう}健口体操を身につけます(30ページ「知っておこう」参照)。 ○かかりつけ歯科医院を持ち、歯と口のチェックを定期的に受けます(18ページコラム参照)。 ○フッ素入り歯磨剤(20ページコラム参照)や適切な口腔清掃器具を使って歯を清潔に保ちます。 ○要支援や要介護状態においても、かかりつけ歯科医院等に相談し、口腔機能の維持向上を目指します。

の 歯 科

ページコラム参照)。
に保ちます。

第4章

歯科口腔保健の向上のための市民と
歯科口腔保健推進協力団体の取組



2 歯科口腔保健推進協力団体の取組

市民の歯と口の健康の向上を目指すために、市と歯科医療関係者が協力しながら歯と口の健康づくりの取組を行っています。

社会の環境整備として、保健、医療、社会福祉、介護、教育、労働衛生関係者等が、「歯科口腔保健推進協力団体」として、歯と口の健康づくりの推進に参画することが重要です。今後、「歯科口腔保健推進協力団体」を増やすことを目指します。

この章では、「歯科口腔保健推進協力団体」として、歯科の専門家団体である一般社団法人浜松市歯科医師会、NPO法人静岡県歯科衛生士会西部支部及び公益社団法人静岡県歯科技工士会浜松支部の取組を紹介します。

(1) 一般社団法人浜松市歯科医師会

一般社団法人浜松市歯科医師会は、歯科医師法第一条に「歯科医師は、歯科医療及び保健指導を掌ることによつて、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もつて国民の健康な生活を確保するものとする。」とあるように、市民の健康な生活を確保するために、さらには、生きる力を支える歯科医療の実現に向けて、関係諸団体と連携をしながら、様々な事業や諸問題に取り組んでいます。

浜松市より委託されている事業

- 浜松市妊婦歯科健康診査
- 浜松市1歳6か月児歯科健康診査
- 浜松市3歳児歯科健康診査
- 浜松市保護者歯科検診
- 学校(園)健康診断
- 就学時健康診断
- 浜松市歯周病検診
- 浜松市障がい者施設歯科健診
- 浜松市歯科訪問診査
- 浜松市休日救急歯科診療事業
- 市民公開講座



「元気な歯から明るい笑顔が生まれる」ことを目指して、一般社団法人浜松市歯科医師会が、デザインしたロゴマークです。

浜松市歯科医師会は8020運動を推進し、市民の歯と口の健康を守っていきます。

歯科医師会の取組

- 浜松歯科衛生士専門学校^の設置・運営
- 事業所健診(酸を取扱う事業所の健康診断含む)の実施
- 各年代や健康の状態に応じた様々な啓発活動
- 浜松地域連携口腔管理システム**の運営
- 浜松がん患者等歯科医療連絡推進協議会の運営推進
- 浜松ビスホスホネート等連絡会への参加協力
- 医療機関・訪問看護ステーション・居宅介護支援事業所・地域包括支援センター・有料老人ホーム等との地域連携の強化事業
- 介護支援専門員連絡協議会との情報交換会の開催
- 子ども・高齢者・障がい者虐待防止に関わる取組
- 障がい者(児)親の会情報交換会開催
- 障がい者歯科協力歯科医院登録制度の運営推進
- こうくうねんまくしつかん口腔粘膜疾患(口腔がん)検診体制の検討
- スポーツ歯学への取組
- 静岡県歯科技工士会の^{ぎしこくめい}**義歯刻銘**事業への協力
- 超高齢社会に対応できる歯科衛生士育成事業の実施
- 歯と口の健康週間事業の浜松市との共催
- 浜松市学校保健会への参加及び研究発表
- 健康はままつ21推進協力団体として健康はままつ21推進会議への協力
- 浜松市歯科保健推進会議への参加協力
- 浜松市医療救護計画への参画と訓練(浜松市総合防災訓練・浜松市医療救護訓練)への参加協力
- 浜松市歯科医師会防災(災害)対策本部の設置・運営
- 緊急歯科医療体制の構築の検討
- 健康支援活動に関わる口腔ケア等の研修会の開催
- 身元確認に関わる研修会の開催
- 8020運動の推進
- 8020推進診療所**機能の充実

第4章

歯科口腔保健の向上のための市民と
歯科口腔保健推進協力団体の取組

浜松地域連携口腔管理システム

病院・診療所・施設・在宅など地域の中で、歯と口の管理を他職種と連携をとりながら構築しようとして進めているシステムをいいます。経皮内視鏡的胃瘻造設術(けいひないしきょうてきいろいろぞうせつじゅつ)(PEG)(22ページ参照)を施した患者に対し、退院後も浜松市歯科医師会会員が引き続き口腔ケアを行っていくシステムから発展させています。

義歯刻銘

入れ歯の紛失や取り違えを防止するために、入れ歯に名前を入れること。

8020推進診療所

地域住民の歯や口の健康づくりを支援するために情報を発信し、歯や口の問題で行き場のない人を作らないなど、住民とともに地域の健康づくりに努めることを宣言した歯科診療所。具体的には、①安心・安全な歯科治療と支援型歯科保健指導の実施、②診診連携(しんしんれんけい)(診療所間での紹介)の実施、③歯科保健医療の情報発信・収集への協力、④保健関係集会や包括的連携事業に参加をする診療所です。静岡県8020推進住民会議と静岡県歯科医師会が認定しています。

(2) NPO法人静岡県歯科衛生士会西部支部

NPO法人静岡県歯科衛生士会は、昭和43年に任意団体として発足して、地域歯科保健の担い手として活動してきました。平成19年9月より、特定非営利活動法人格の認証を経て今日に至っています。

歯科衛生士は、歯科疾患の予防及び口腔衛生の向上を図る（歯科衛生士法第一条）ことを目的として、歯と口の健康づくりを支援する専門職です。関係諸団体と連携をとりながら、地域住民の健康な生活を支援しています。

歯科衛生士会の取組

1 会の取組

- 市民への歯と口の健康づくりに関する普及啓発の推進
- 障がいのある人の支援、高齢者、要介護者に対応できる歯科衛生士の養成と、知識・技能の研鑽

2 関係諸団体・多職種と連携した取組

- 歯科衛生士の知識技術の向上をめざした研修会の開催

3 行政と連携した取組

- ^{こうくうきのみつ}口腔機能向上支援事業への協力
- 歯と口の健康週間事業への協力

4 災害時対策の取組

- 大規模災害発生時に支援活動を行うための組織作り



「いい歯の日 歯科衛生士フェア2013」における歯科衛生士会活動

(3) 公益社団法人静岡県歯科技工士会浜松支部

歯科技工士とは、歯科医療において患者の症状に合った「^ほ歯科補^{ぶつ}てつ物」(入れ歯やかぶせ物など)を歯科医師の指示を受けて作成、修理、加工(「^{しかぎこう}歯科技工」といいます。)することを仕事にしています。歯科技工士は患者に直接会うことは比較的少ないですが、患者の歯と口の健康回復を願い、良質な「歯科補てつ物」を作成することで、歯科医療の向上に貢献しています。

歯科技工士の取組

1 会の取組

- 歯科技工士の技術向上を目的とした研修会の開催
- 市民等に対する講演会等の開催、歯と口の健康づくりの啓発

2 関係諸団体・多職種と連携した取組

- ^{ぎしこくめい}義歯刻銘事業の実施
- 歯と口の健康週間事業への協力
- ^{ししゅう}マウスガード、^{ぜつせつしよくほじょしょう}歯周治療用装置、^{ぜつせつしよくほじょしょう}舌接触補助床等の適応者への啓発活動
- 歯科技工士の技術力向上のための研修会の実施



歯科技工所の様子



様々な歯科補てつ物

義歯刻銘

入れ歯の紛失や取り違えを防止するために、入れ歯に名前を入れること。

歯周治療用装置

重度の歯周病で長期の治療期間が予測される患者に対して、咀嚼(そしゃく)機能の回復及び残存歯へのかみ合わせの負担の軽減等を目的とするために製作された装置。

マウスガード

スポーツによるけがでの歯の損傷等を防止軽減するために歯にはめる装置。

舌接触補助床

舌切除や運動障害を原因とした舌の機能障害により、舌と硬軟口蓋(こう・なんこうがい)の接触が得られない患者に、口蓋の形態を変えることで舌の機能障害を補い、摂食(せつしょく)・嚥下(えんげ)機能や発音障害の改善を行うために製作された装置。



第5章

歯科口腔保健の目標（再掲）

生涯にわたる市民の歯と口の健康の保持増進を目指して、各種の指標を定め、「健康はままつ21」の目標値と整合性を図りながら、歯科口腔保健推進計画の指標、目標値を設定しました。この目標値を目指して市民、保健、医療、社会福祉、介護、教育、労働衛生関係者等がそれぞれの役割を自覚して歯と口の健康づくりの推進に取り組むことが望まれます。

（1）妊娠期・乳幼児期

指 標	対 象	平成23年度 (基準値)	平成29年度 (中間目標値)	平成34年度 (最終目標値)
妊婦歯科健康診査の受診率	妊 婦	26.2%*	40.0%	50.0%
むし歯の本数	3歳児	0.36本	0.3本	0.3本
	5歳児（年長児）	1.70本	1.5本	1.2本
フッ化物塗布 <small>かぶつとふ</small> を受ける子どもの割合	1～6歳	52.2%#	55.0%	60.0%
フッ化物洗口 <small>かぶつせんこう</small> を実施する幼稚園・保育所数	幼稚園・保育所	82園	95園	105園

*：平成24年度データ

#：「健康はままつ21」平成23年度市民アンケート調査結果（以下同じ）

その他の平成23年度のデータは、各種歯科健診等の結果から得られた値（以下同じ）

（2）学齢期

指 標	対 象	平成23年度 (基準値)	平成29年度 (中間目標値)	平成34年度 (最終目標値)
むし歯の本数	12歳児（小学6年生）	0.75本	0.7本	0.6本
	15歳児（中学3年生）	1.36本	1.1本	0.9本
フッ化物塗布 <small>かぶつとふ</small> を受ける子どもの割合	7～12歳	21.8%#	25.0%	30.0%
定期的に歯科検診を受ける人の割合	7～12歳	40.2%#	45.0%	50.0%
	13～19歳	18.3%#	22.0%	25.0%

(3) 成人期

指 標	対 象	平成23年度 (基準値)	平成29年度 (中間目標値)	平成34年度 (最終目標値)
歯肉炎・歯周炎を有する人の割合	20～29歳 (保護者歯科検診受診者)	40.4%	35.0%	30.0%
進行した歯周炎を有する人の割合	40～49歳 (歯周病検診受診者)	39.4%	37.0%	35.0%
	60～69歳 (歯周病検診受診者)	56.3%	50.0%	45.0%
歯間ブラシや糸つきようじの使用率	35～64歳	33.6%#	37.0%	40.0%
定期的に歯科検診を受ける人の割合	20～64歳	21.6%#	25.0%	30.0%
	保護者歯科検診受診者	28.0%	35.0%	40.0%
自分の歯の本数	60～64歳	25.5本#	26.0本	27.0本
24以上の歯を有する人の割合	60～64歳	76.8%#	80.0%	85.0%

(4) 高齢期

指 標	対 象	平成23年度 (基準値)	平成29年度 (中間目標値)	平成34年度 (最終目標値)
自分の歯の本数	70～74歳	20.4本#	22.0本	24.0本
	80～84歳	15.7本#	18.0本	20.0本
	85歳以上	10.4本#	13.0本	15.0本
20以上の歯を有する人の割合	80～84歳	47.6%#	55.0%	60.0%

(5) 障がい者の歯科

指 標	対 象	平成23年度 (基準値)	平成29年度 (中間目標値)	平成34年度 (最終目標値)
定期的に歯科受診している人の割合	障がい者施設 歯科健診受診者	46.8%	55.0%	60.0%



資料編

浜松市歯科保健推進会議

浜松市歯科口腔保健推進条例には、歯科口腔保健の推進について、本計画の進捗状況を含め、調査審議するために、「浜松市歯科保健推進会議」を設置することとされています。浜松市歯科保健推進会議の委員は、8020運動の推進に関して広く市民を代表し意見を聴取するために、保健、医療、社会福祉、介護等の関係者10人以内で構成されています。

浜松市歯科保健推進会議委員名簿

	氏名	所属団体名等
会長	平野 明弘	一般社団法人浜松市歯科医師会
職務代理者	野口 泰之	一般社団法人浜松市医師会
委員	大野 守弘	一般社団法人浜松市歯科医師会
委員	清水 孝悦	一般社団法人浜松市薬剤師会
委員	岡本 直子	特定非営利活動法人静岡県歯科衛生士会西部支部
委員	平野 直子	浜松民間保育園園長会
委員	石津 幸子	浜松こども情報の会
委員	鈴木 喫	浜松市介護支援専門員連絡協議会
委員	山田 光弘	浜松市手をつなぐ育成会
委員	玉澤 正子	ヘルスポランティア活動連絡会
特任助言者	長野 正弘	一般社団法人浜松市歯科医師会

歯科口腔保健推進計画庁内策定作業部会 担当課一覧

部	課名	部	課名
健康福祉部	障害保健福祉課	こども家庭部	保育課
	高齢者福祉課		子育て支援課
	介護保険課	学校教育部	保健給食課
	国保年金課		
	健康医療課		
	病院管理課		
	保健総務課		

事務局

部	課名
健康福祉部	健康増進課

浜松市歯科口腔保健推進条例

(目的)

第1条 この条例は、歯と口腔^{くわう}の健康が心身の健康の保持増進及び生活の質の向上に重要な役割を果たしていることに鑑み、歯科口腔保健の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、歯科医療等関係者、保健医療等関係者及び事業者の責務を明らかにするとともに、歯科口腔保健の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民の生涯にわたる健康づくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 歯科口腔保健 歯科疾患の予防等による歯と口腔の健康の保持増進及びこれらの機能の維持向上を図ることをいう。
- (2) 歯科医療等業務 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は保健指導に係る業務をいう。
- (3) 歯科医療等関係者 歯科医療等業務に従事する者及びこれらの者で組織する団体をいう。
- (4) 保健医療等関係者 保健、医療、社会福祉又は教育に係る業務に従事する者であって歯科口腔保健に関する業務を行う者（歯科医療等関係者を除く。）及びこれらの者で組織する団体をいう。
- (5) 歯科検診 歯と口腔の検診（健康診査及び健康診断を含む。）をいう。

(基本理念)

第3条 歯科口腔保健の推進に関する施策は、次に掲げる基本理念にのっとり行われなければならない。

- (1) 市民が、歯科口腔保健に関する正しい知識を持ち、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を自主的に行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進すること。
- (2) 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における歯と口腔及びこれらの機能の状態並びに歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進すること。
- (3) 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連施策の有機的な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的に歯科口腔保健を推進すること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

(市民の責務)

第5条 市民は、歯科口腔保健に関する正しい知識及び理解を深め、生涯にわたって日常生活において自ら歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、定期的に歯科検診を受け、及び必要に応じて歯科保健指導を受けることにより、歯科口腔保健に努めるものとする。

(歯科医療等関係者の責務)

第6条 歯科医療等関係者は、相互に、及び保健医療等関係者と連携して、歯科口腔保健（歯と口腔の機能の回復によるものを含む。以下この項において同じ。）に資するよう、良質かつ適切に歯科医療等業務を行うほか、歯科口腔保健を推進するよう努めなければならない。

2 歯科医療等関係者は、市が実施する歯科口腔保健の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(保健医療等関係者の責務)

第7条 保健医療等関係者は、相互に、及び歯科医療等関係者と連携して、歯科口腔保健を推進するよう努めなければならない。

2 保健医療等関係者は、市が実施する歯科口腔保健の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第8条 事業者は、その使用する労働者の歯科口腔保健の推進を図るため、その使用する労働者が定期的に歯科検診を受け、及び必要に応じて歯科保健指導を受けられることが出来るよう職場環境の整備その他の必要な配慮をするよう努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する歯科口腔保健の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(施策の実施)

第9条 市は、市民の歯科口腔保健を推進するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 歯科口腔保健に関する知識及び歯科疾患の予防に向けた取組に関する普及啓発並びに歯科口腔保健に関する市民の意欲を高めるための運動の促進
- (2) 定期的に歯科検診を受け、及び必要に応じて歯科保健指導を受けることの勧奨
- (3) 8020運動（80歳になっても自分の歯を20本以上保つよう歯科口腔保健を推進するための運動をいう。）の推進
- (4) 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における歯科疾患の予防対策
- (5) 個別的に又は公衆衛生の見地から行う科学的根拠に基づいた歯科疾患の効果的な予防のための措置
- (6) 障害者、介護を必要とする者その他の者であって定期的に歯科検診を受け、及び必要に応じて歯科保健指導を受けること又は歯科医療を受けることが困難なものが、定期的に歯科検診を受け、及び必要に応じて歯科保健指導を受けること又は歯科医療を受けることができるようにするための必要な施策
- (7) 災害時における応急的な歯科医療の提供等に関し必要な施策
- (8) 歯科口腔保健の推進に関する調査及び研究並びに情報の提供
- (9) 前各号に掲げるもののほか、歯科口腔保健の推進に関し必要な施策

(計画の策定)

第10条 市長は、前条に規定する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画を策定しなければならない。

- 2 市長は、前項の計画を策定し、又は変更しようとするときは、広く市民の意見を聴くとともに、第11条第1項に規定する浜松市歯科保健推進会議の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、第1項の計画を策定し、又は変更したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

(浜松市歯科保健推進会議)

第11条 市は、歯科口腔保健の推進に関し必要な事項を調査審議するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、浜松市歯科保健推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

- 2 推進会議は、委員10人以内で組織する。
- 3 委員は、歯科医療等関係者、保健医療等関係者その他市長が特に必要があると認める者のうちから市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 推進会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 6 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 7 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(推進会議の会議)

第12条 推進会議の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第10条から第12条まで及び次項から附則第6項までの規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 前項ただし書に規定する規定の施行の日(以下「施行日」という。)前に浜松市パブリック・コメント制度実施要綱(平成15年浜松市告示第156号)の規定による市民の意見聴取及び附則第6項の規定による改正前の浜松市口腔保健医療センター条例(昭和58年浜松市条例第17号)第10条第1項に規定する浜松市歯科保健推進会議(以下「旧推進会議」という。)の意見聴取がされた第10条第1項の計画に相当する計画の案(平成26年4月1日以後の期間に係るものに限る。)は、同条第2項の規定による市民の意見聴取及び推進会議の意見

聴取がされた同条第1項の計画の案とみなす。

(経過措置)

- 3 施行日の前日に旧推進会議の委員の職にあった者(以下「旧委員」という。)は、施行日において、第11条第3項の規定により推進会議の委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委嘱されたものとみなされた委員の任期は、同条第4項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。
- 4 施行日から平成27年3月31日までの間に委嘱される推進会議の委員の任期は、第11条第4項の規定にかかわらず、同日までとする。
- 5 施行日の前日に旧推進会議の会長の職にあった者は、第11条第5項の規定にかかわらず、推進会議の会長とみなす。

(浜松市口腔保健医療センター条例の一部改正)

- 6 浜松市口腔保健医療センター条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(使用料及び手数料の減免) 第9条 (略) <u>(推進会議)</u></p> <p><u>第10条 歯科保健施策の推進及び口腔センターの円滑な運営を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、浜松市歯科保健推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。</u></p> <p><u>2 推進会議は、委員10人以内で組織する。</u></p> <p><u>3 委員は、保健、医療及び福祉の関係者のうちから市長が委嘱する。</u></p> <p><u>4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p><u>5 推進会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。</u></p> <p><u>6 前各項に定めるもののほか、推進会議について必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p>(委任) 第11条 (略)</p>	<p>(使用料及び手数料の減免) 第9条 (略)</p> <p>(委任) 第10条 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

浜松市歯科口腔保健推進計画

発行：浜松市
編集：浜松市健康福祉部健康増進課
住所：〒432-8550
静岡県浜松市中区鴨江二丁目11番2号
電話 053-453-6129

発行年月：平成26年3月
